

ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン(毎月分配型)

追加型株式投資信託／バランス型

投資信託説明書(目論見書)

平成18年8月9日

※本文書は、証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。



大和投資信託

Daiwa Asset Management

ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン(毎月分配型)

追加型株式投資信託／バランス型

投資信託説明書(交付目論見書)

平成18年8月9日

※本文書は、証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。



大和投資信託

Daiwa Asset Management

投資信託説明書（交付目論見書）

当ファンドは、公社債など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

委託会社の情報提供窓口

◆ お電話によるお問合わせ先

電話番号 03-5643-5265（営業日の9:00～17:00）

◆ 委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

本文書は、証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

本文書により行なう「ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン(毎月分配型)(愛称：杏の実)」の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を平成18年8月8日に関東財務局長に提出しており、平成18年8月9日にその届出の効力が生じております。

当該有価証券届出書第三部の内容を記載した「投資信託説明書(請求目論見書)」は、投資者の請求により交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。)。なお、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることもできます。

投資信託振替制度への移行について(お知らせ)

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

◆振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成 20 年 1 月以降も継続されます。

ファンドは、平成 19 年 1 月 4 日より、投資信託振替制度への移行を予定しており、移行後のファンドの受益権は「社債等の振替に関する法律」※の規定の適用を受けることとします。

※ 政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め、以下「社振法」といいます。

◆振替受益権について

平成 19 年 1 月 4 日より、ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託会社があらかじめこのファンドの受益権を取扱うことに同意した振替機関およびこの振替機関にかかる口座管理機関（以下、「振替機関等」という場合があります。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

ファンドの受益権は、交付目論見書本文の「第一部 証券情報」「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

◆既に発行された受益証券の振替受益権化について

委託会社は、交付目論見書本文の「第二部 ファンド情報」「第1 ファンドの状況」「7 管理及び運営の概要」の「信託約款の変更」に記載の手続きにより、信託約款の変更を行なう予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとします。

原則としてファンドの平成18年12月29日現在のすべての受益権※を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。

ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後、当該申請を行なうものとします。

※ 受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。

振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。

また、委託会社は、受益者を代理して受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

くわしくは添付の「信託約款（平成19年1月4日適用予定）の変更内容について」をご覧ください。

以上

目論見書の概要

ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン（毎月分配型） （愛称：^{あんず}杏^みの実）

本概要は、後掲の「有価証券届出書の内容」(交付目論見書本文)を要約したものです。詳細は、交付目論見書本文の該当箇所をご覧ください。

ファンドの概要

項 目	内 容	参照ページ
目 的 お よ び 基 本 的 性 格	追加型株式投資信託／バランス型 安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。	—
主 要 投 資 対 象	「ハイグレード・オセアニア・ボンド・マザーファンド」の 受益証券	P. 3
マザーファンドの 主 要 投 資 対 象	内外の公社債等および短期金融商品	P. 4
主 な 投 資 制 限	①マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ②株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものの新株予約権に限ります。)の行使等により取得したものに限りま す。 株式および株式を組入可能な投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。	—
価 額 変 動 リ ス ク	当ファンドは、公社債など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。	P. 6

項 目	内 容	参照ページ
お 買 付 単 位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位 (注) くわしくは、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。	P. 8
お 買 付 価 額 (1万口当り)	お買付申込受付日の翌営業日の基準価額	P. 8
お 買 付 時 の 申 込 手 数 料	販売会社が別に定めるものとします。なお、販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.1%(税抜2.0%)です。 (注1) くわしくは、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。 (注2) お申込手数料には、消費税等が課されます。 (注3) 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、お申込手数料はかかりません。	P. 8
お 申 込 みの 受 付 中 止 日 ・ 受 付 時 間	①シドニー先物取引所の休業日と同じ日付の日には、お買付けおよびご換金のお申込みの受付は行ないません。 ②委託会社の各営業日*の午後3時(年末年始など半休日においては午前11時)までに受付けたお買付けおよびご換金のお申込み(当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを)、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれるお申込みは、翌営業日*の取扱いとなります。 ※前①のお申込受付中止日を除きます。	P. 8 P.11
決 算 日	毎月15日(休業日の場合翌営業日)	P. 9
収 益 分 配	毎月1回決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注1) 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。 (注2) お取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。	P. 9
信 託 期 間	無期限	P.12
信 託 報 酬 率	信託財産の純資産総額に対して年率1.3125%(税抜 1.25%)	P.14

◆投資家のみなさまにおかれましては、商品の内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

特 色

ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン(毎月分配型)

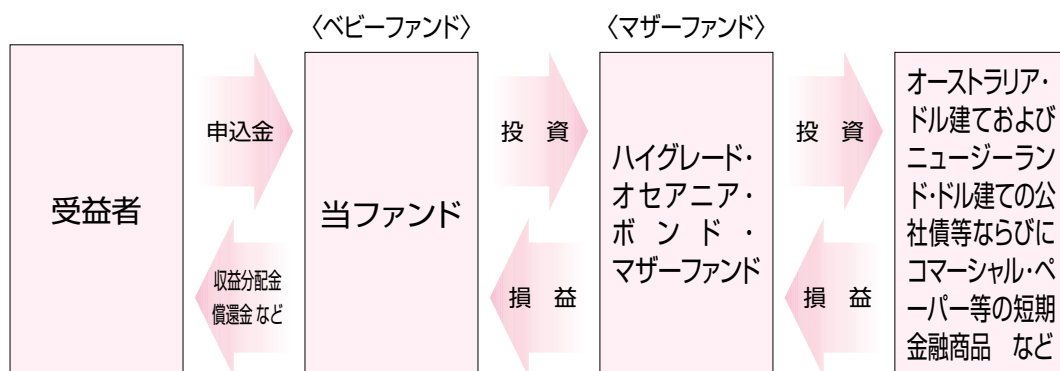
当ファンドの投資態度

1. 主として「ハイグレード・オセアニア・ボンド・マザーファンド」の受益証券に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
2. マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。
3. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

マザーファンド方式について

当ファンドは、マザーファンド方式で運用を行ないます。

マザーファンド方式とは、受益者からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンド(ハイグレード・オセアニア・ボンド・マザーファンド)の受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なうしくみです。



(注)「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

特 色

「ハイグレード・オセアニア・ボンド・マザーファンド」の投資態度

1. 主としてオーストラリア・ドル建ておよびニュージーランド・ドル建ての公社債(各種の債権や資産を担保・裏付けとして発行された証券を含みます。以下「公社債等」といいます。)ならびにコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
2. 公社債等への投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
 - イ. 投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上(ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上もしくはフィッチでAA-以上)とすることを基本とします。
 - ロ. 投資する公社債等は、国家機関(政府・州等を含みます。)、国際機関等、もしくはそれらに準ずると判断される機関およびそれらの代理機関等が発行・保証するものとします。
 - ハ. ポートフォリオの修正デュレーションは、3(年)程度から5(年)程度の範囲を基本とします。
 - ニ. 金利リスク調整のため、オーストラリア・ドル建ておよびニュージーランド・ドル建ての国債先物取引等を利用することがあります。
3. オーストラリア・ドル建公社債等とニュージーランド・ドル建公社債等の投資比率は、それぞれの債券市場の規模などを勘案して決定します。

4. 為替については、オーストラリア・ドル建ておよびニュージーランド・ドル建ての資産の投資比率の合計を信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。
5. 有価証券取引、為替・短期資金取引の相手方の選定は、委託会社の社内規則に則って行ないます。
6. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

債券の格付けについて

信用度	ムーディーズ社の場合	S & P社の場合	フィッチ・レーティングス社の場合	
高い	Aaa	AAA	AAA	投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上とすることを基本とします。
	Aa { Aa1 Aa2 Aa3 }	AA { AA+ AA AA- }	AA { AA+ AA AA- }	
	A	A	A	
	Baa	BBB	BBB	
	Ba	BB	BB	
	B	B	B	
	Caa	CCC	CCC	
	Ca	CC	CC	
	C	C	C	
		D	DDD	
			DD	
低い			D	

債券の格付けとは、償還時までの債券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズ社、スタンダード・アンド・プアーズ社(S & P社)、フィッチ・レーティングス社といった格付機関が各債券の格付けを行なっています。付与された格付けは、随時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

デュレーションについて

金利が変動したときに債券の価格がどの程度変化するかを示す指標です。この値が大きいほど金利が変動したときの債券価格への影響が大きくなります。

価額変動リスクなど

〈価額変動リスク〉

当ファンドは、公社債など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資家のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

①公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します(値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。)。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合(債務不履行)、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します(利息および償還金が支払われないこともあります。)。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

②外国証券への投資に伴うリスク

イ. 為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドの主要投資対象である「ハイグレード・オセアニア・ボンド・マザーファンド」において、為替については、オーストラリア・ドル建ておよびニュージーランド・ドル建ての資産の投資比率の合計を信託財産の純資産総額の100%

に近づけることを基本とします。また、当ファンドにおいて、マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。このため基準価額は、オーストラリア・ドル・円レートおよびニュージーランド・ドル・円レートの変動の影響を直接受けます。

ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

③その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。

〈換金性が制限される場合〉

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付けを中止することがあります。ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

ご投資の手引き

お買付けは…

お買付時期

原則としていつでもお買付けをお申込みいただけます。

- ただし、シドニー先物取引所の休業日と同じ日付の日には、お申込みの受付けは行ないません。
- 委託会社の各営業日※の午後3時(年末年始など半休日においては午前11時)までに受付けたお申込み(当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれるお申込みは、翌営業日※の取扱いとなります。

※上記のお申込受付中止日を除きます。

お買付単位

最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。

(注) くわしくは、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

お買付価額

お買付価額(1万口当り)は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お申込手数料

販売会社が別に定めるものとします。なお、販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.1%(税抜 2.0%)です。

(注1) くわしくは、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

(注2) お申込手数料には、消費税等が課されます。

(注3) 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、お申込手数料はかかりません。

収益分配金は…

分 配 時 期

毎月1回決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

●分配方針

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ②原則として、配当等収益等を中心に安定した分配を継続的行なうことを目標に分配金額を決定します。

●決算日は、毎月15日(休業日の場合翌営業日)です。

支 払 方 法

当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。

●「分配金再投資コース」をご利用の場合

収益分配金は、税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

●「分配金支払いコース」をご利用の場合

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目以降にお支払いいたします(税金が差引かれます。)

(注) お取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。

収益分配金に対する税金は…

●個人の受益者の場合

普通分配金について、平成20年3月31日まで10%(所得税7%および地方税3%)の税率による源泉徴収が行なわれます。申告不要制度が適用されますが、確定申告を行ない、総合課税を選択することもできます。

上記に記載の10%(所得税7%および地方税3%)の税率は、平成20年4月1日から、20%(所得税15%および地方税5%)となります。

●法人の受益者の場合

普通分配金について、平成20年3月31日まで7%(所得税7%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

上記に記載の7%(所得税7%)の税率は、平成20年4月1日から、15%(所得税15%)となります。

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分で、税金はかかりません。)の区分があります。

- ①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

(注) 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン(毎月分配型)

ご換金は…

ご換金時期

原則としていつでもご換金をお申込みいただけます。

- ただし、シドニー先物取引所の休業日と同じ日付の日には、お申込みの受付は行ないません。
- 委託会社の各営業日※の午後3時(年末年始など半休日においては午前11時)までに受付けたお申込み(当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを)、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれるお申込みは、翌営業日※の取扱いとなります。

※上記のお申込受付中止日を除きます。

ご換金単位

最低単位を1口単位として販売会社が定める単位とします。

(注) 信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

ご換金方法

「解約請求」または「買取請求」によりご換金をお申込みいただけます。

お 手 取 額

1万口当りのお手取額は、次のとおりです。

[個人の受益者の場合]

●「解約請求」の場合

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、所得税および地方税(個別元本超過額の10%。平成20年4月1日から20%)を差引いた金額となります。申告不要制度が適用されますが、確定申告を行ない、総合課税を選択することもできます。なお、解約差損については、確定申告により、株式の売買益との通算が可能となります。

●「買取請求」の場合

買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる源泉徴収額に相当する金額を差引いた金額となります(当該課税対象者にかかる源泉徴収は、免除されることがあります)。なお、買取価額と取得価額との差額については、譲渡所得の取扱いとなります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

ご投資の手引き

[法人の受益者の場合]

●「解約請求」の場合

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、所得税(個別元本超過額の7%。平成20年4月1日から15%)を差引いた金額となります。地方税の源泉徴収はありません。

●「買取請求」の場合

買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる源泉徴収額に相当する金額を差引いた金額となります(当該課税対象者にかかる源泉徴収は、免除されることがあります)。

(注) 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

支払開始日

代金は、原則としてお申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いいたします。

信託期間は…

信託期間は、無期限です。

- ただし、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合等には、信託を終了させることがあります。

ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン(毎月分配型)

償還金は…

支払開始日など

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目以降にお支払いいたします。

- 個人の受益者の場合、償還時の個別元本超過額について、平成20年3月31日まで10%(所得税7%および地方税3%)の税率による源泉徴収が行なわれます。申告不要制度が適用されますが、確定申告を行ない、総合課税を選択することもできます。なお、償還差損については、確定申告により、株式の売買益との通算が可能となります。

上記に記載の10%(所得税7%および地方税3%)の税率は、平成20年4月1日から、20%(所得税15%および地方税5%)となります。

- 法人の受益者の場合、償還時の個別元本超過額について、平成20年3月31日まで7%(所得税7%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

上記に記載の7%(所得税7%)の税率は、平成20年4月1日から、15%(所得税15%)となります。

(注) 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

受益証券は…

- 受益証券は、原則として無記名式です。ご希望により記名式にすることもできます。
- 「分配金再投資コース」をご利用の場合には、受益証券は保護預りとさせていただきます。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。くわしくは、冒頭の「投資信託振替制度への移行について(お知らせ)」および交付目論見書本文をご参照下さい。

ご投資の手引き

信託報酬などは…

信託報酬など

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.3125%(税抜 1.25%)の率を乗じて得た額とし、信託財産でご負担いただきます。

(注) 信託報酬の配分については、交付目論見書本文をご参照下さい。

- 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

(注) 信託報酬、監査報酬および売買委託手数料に対する消費税等に相当する金額を信託財産でご負担いただきます。

運用経過のお知らせは…

- 毎年5月および11月の計算期末に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成いたします。保護預りをご利用の方には、あらかじめお申出いただいたご住所にお届けいたします。
- 基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

● 用語のご説明 ●

1. 基準価額	純資産総額(信託財産に属する資産を時価により評価して得た資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。)を、計算日における受益権口数で除した1万口当りの価額をいいます。基準価額は、組入有価証券の値動き等により、日々変動します。
2. 個別元本	受益者ごとの信託時の受益証券の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。 受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

有価証券届出書の内容
(交付目論見書本文)

提 出 先 関東財務局長 殿

提 出 日 平成 18 年 8 月 8 日提出

発 行 者 名 大和証券投資信託委託株式会社

代表者の役職氏名 取締役社長 樋口三千人

本店の所在の場所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 10 番 5 号

事務連絡者氏名 長谷川英男

連絡場所 本店の所在の場所に同じ

電話番号 03-5695-2111

届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称

ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン（毎月分配型）（愛称：^{あんず}杏^みの^み実）

届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額

継続申込期間（平成 18 年 8 月 9 日から平成 19 年 8 月 8 日まで）
1 兆円を上限とします。

縦覧に供する場所

該当ありません。

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	
第1 ファンドの状況	
1 ファンドの性格	4
2 投資方針	7
3 投資リスク	17
4 手数料等及び税金	18
5 運用状況	21
6 手続等の概要	25
7 管理及び運営の概要	27
第2 財務ハイライト情報	
1 貸借対照表	31
2 損益及び剰余金計算書	32
第3 内国投資信託受益証券事務の概要	34
第4 ファンドの詳細情報の項目	35

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン（毎月分配型）（愛称：^{あんず}杏^みの実）

(2) 国内投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託（契約型）の受益証券であり、原則として無記名式です。なお、受益者の請求により無記名式から記名式への変更、また記名式から無記名式への変更を行なうことが可能です。格付けは、取得していません。

ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受ける予定であり、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 発行（売出）価額の総額

1 兆円を上限とします。

(4) 発行（売出）価格

1 万口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問い合わせ先（委託会社）
電話番号 03-5643-5265（営業日の 9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(5) 申込手数料

① 販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.1%（税抜 2.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。

- ・お電話によるお問い合わせ先（委託会社）
電話番号 03-5643-5265（営業日の 9:00～17:00）

② 申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

③ 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(6) 申込単位

販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。

- ・お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号 03-5643-5265（営業日の 9:00～17:00）

(7) 申込期間

平成 18 年 8 月 9 日から平成 19 年 8 月 8 日まで（継続申込期間）
（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8) 申込取扱場所

委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・ お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号 03-5643-5265（営業日の 9:00～17:00）
- ・ 委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(9) 払込期日

受益証券の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の口座に払込みます。委託会社は、同日、各取得申込受付日にかかる発行価額の総額を、受託会社の当ファンドにかかる口座に払込みます。なお、ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行する予定であり、販売会社は振替受益権にかかる各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

(10) 払込取扱場所

受益証券の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

(11) 振替機関に関する事項

該当事項はありません。なお、ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行する予定であり、その場合の振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) その他

- ① 受益証券の取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。
- ② シドニー先物取引所の休業日と同じ日付の日には、受益証券の取得および換金の申込みの受付は行ないません。
- ③ 委託会社の各営業日（※）の午後 3 時（年末年始など半休日においては午前 11 時）までに受付けた取得および換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日（※）の取扱いとなります。
（※）前②の申込受付中止日を除きます。
- ④ 当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下

さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。

- ⑤ 「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします（以下同じ。）。

- ⑥ 取得申込金額に利息は付きません。

- ⑦ 受益者は、販売会社との間で保護預りに関する契約を締結したうえで、受益証券を販売会社の保護預りとしてすることができます。なお、「分配金再投資コース」をご利用の場合、受益証券は保護預りとさせていただきます。

（注）ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、振替制度に移行する予定であり、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。

- ⑧ <振替受益権について>

ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行する予定であり、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかわる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

◆振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成 20 年 1 月以降も継続されます。

- ⑨ <既発行受益証券の振替受益権化について>

委託会社は、「第二部 ファンド情報 第 1 ファンドの状況 7 管理及び運営の概要 (5) その他 ② 信託約款の変更」7.の手続きにより信託約款の変更を行なう予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてファンドの平成 18 年 12 月 29 日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後、当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託会社は、受益者を代理して受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、追加型株式投資信託（バランス型）であり、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。

なお、「バランス型」とは、社団法人投資信託協会による追加型株式投資信託の商品分類において、「約款上の株式組入限度 70%未満のファンドで、株式、公社債等のバランス運用、あるいは公社債中心の運用を行なうもの」をいいます。

<信託金の限度額>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

1. 主として「ハイグレード・オセアニア・ボンド・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。

（注）当ファンドは、マザーファンド方式で運用を行ないます。マザーファンド方式とは、受益者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンド（ハイグレード・オセアニア・ボンド・マザーファンド）の受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なうしくみです。

2. マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の 90%程度以上に維持することを基本とします。
3. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
4. マザーファンドの主要投資対象は、内外の公社債等および短期金融商品であり、投資態度は、次のとおりです。
 - (a) 主としてオーストラリア・ドル建ておよびニュージーランド・ドル建ての公社債（各種の債権や資産を担保・裏付けとして発行された証券を含みます。以下「公社債等」といいます。）ならびにコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
 - (b) 公社債等への投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。
 - i. 投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上（ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上もしくはフィッチでAA-以上）とすることを基本とします。
 - ii. 投資する公社債等は、国家機関（政府・州等を含みます。）、国際機関等、もしくはそれらに準ずると判断される機関およびそれらの代理機関等が発行・保証するものとします。
 - iii. ポートフォリオの修正デュレーションは、3（年）程度から5（年）程度の範囲を基本とします。
 - iv. 金利リスク調整のため、オーストラリア・ドル建ておよびニュージーランド・ドル建

ての国債先物取引等を利用することがあります。

- (c) オーストラリア・ドル建公社債等とニュージーランド・ドル建公社債等の投資比率は、それぞれの債券市場の規模などを勘案して決定します。
- (d) 為替については、オーストラリア・ドル建ておよびニュージーランド・ドル建ての資産の投資比率の合計を信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。
- (e) 有価証券取引、為替・短期資金取引の相手方の選定は、委託会社の社内規則に則って行ないます。
- (f) 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
5. 原則としていつでもお買付け・ご換金をお申込みいただけます。ただし、シドニー先物取引所の休業日と同じ日付の日には、お申込みの受け付けは行ないません。
6. 毎月1回決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。
- [分配方針]
- (a) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- (b) 原則として、配当等収益等を中心に安定した分配を継続的行なうことを目標に分配金額を決定します。

債券の格付けについて

信用度	ムーディーズ社の場合	S & P社の場合	フィッチ・レーティングス社の場合	
高い	Aaa	AAA	AAA	投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上とすることを基本とします。
投資適格	Aa { Aa1 Aa2 Aa3 }	AA { AA+ AA AA- }	AA { AA+ AA AA- }	
	A	A	A	
	Baa	BBB	BBB	
	Ba	BB	BB	
	B	B	B	
	Caa	CCC	CCC	
	Ca	CC	CC	
	C	C	C	
		D	DDD	
			DD	
低い			D	

債券の格付けとは、償還時までの債券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズ社、スタンダード・アンド・プアーズ社(S & P社)、フィッチ・レーティングス社といった格付機関が各債券の格付けを行なっています。付与された格付けは、随時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

デュレーションについて

金利が変動したときに債券の価格がどの程度変化するかを示す指標です。この値が大きいほど金利が変動したときの債券価格への影響が大きくなります。

(2) ファンドの仕組み

受益者	お申込者	
収益分配金（注）、償還金など↑↓お申込金		
お取扱窓口	販売会社	受益証券の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（※1）に基づき、次の業務を行ないます。 ①受益証券の募集の取扱い ②一部解約請求に関する事務 ③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
↑↓※1	収益分配金、償還金など↑↓お申込金	
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（※2）の委託者であり、次の業務を行ないます。 ①受益証券の募集・発行 ②信託財産の運用指図 ③信託財産の計算 ④運用報告書の作成 など
↓運用指図 ↑↓※2	損益↑↓信託金	
受託会社	りそな信託銀行株式会社 再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	信託契約（※2）の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 ①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 ②信託財産の計算 ③受益証券の認証 など
損益↑↓投資		
投資対象	内外の公社債等および短期金融商品 など （マザーファンド方式で運用を行ないます。）	

（注）「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

※1：受益証券の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

※2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

< 委託会社の概況（平成 18 年 6 月末日現在） >

- ・ 資本金の額 151 億 7,427 万 2,500 円
- ・ 沿革
 - 昭和34年12月12日 設立登記
 - 昭和35年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
 - 昭和35年 4月 1日 営業開始
 - 昭和60年11月 8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
 - 平成 7年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
 - 平成 7年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
- ・ 大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区大手町二丁目 6 番 4 号	株 2,608,525	% 100.00

2 投資方針

(1) 投資方針

① 主要投資対象

ハイグレード・オセアニア・ボンド・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

② 投資態度

- イ. 主としてマザーファンドの受益証券に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
- ロ. マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。
- ハ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 有価証券指数等先物取引にかかる権利
 - ハ. 有価証券オプション取引にかかる権利
 - ニ. 外国市場証券先物取引にかかる権利
 - ホ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第33条第1項第5号に掲げるもの
 - ヘ. 約束手形
 - ト. 金融先物取引等にかかる権利
 - チ. 金融デリバティブ取引にかかる権利
 - リ. 金銭信託の受益権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第33条第1項第7号に掲げるもの
2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

- ② 委託会社は、信託金を、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者として締結されたハイグレード・オセアニア・ボンド・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券に投資することを指図することができます。

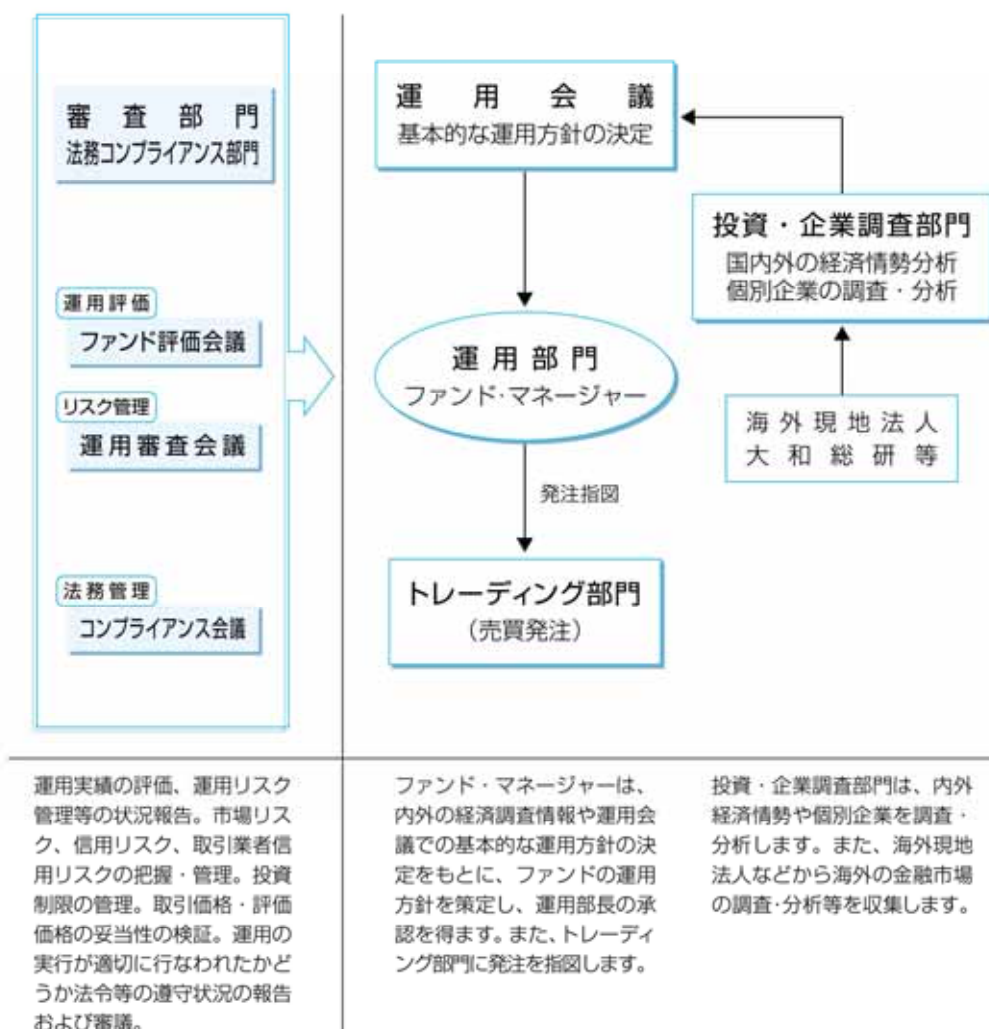
1. 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前 1. から前 6. までの証券または証書の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
9. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 7 号の 2 で定めるものをいいます。）
10. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
11. 預託証書（証券取引法第 2 条第 1 項第 10 号の 3 で定めるものをいいます。）
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 貸付債権信託受益権（証券取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人に対する権利で前 13. の権利の性質を有するもの

なお、前 1. の証券または証書、前 7. ならびに前 11. の証券または証書のうち前 1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前 2. から前 5. までの証券および前 7. ならびに前 11. の証券または証書のうち前 2. から前 5. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前 8. の証券および前 9. の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

(3) 運用体制

① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境の検討

運用最高責任者である運用本部長（CIO）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ. 運用本部長（CIO）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ ファンド運用に関する組織運営
- ・ ファンドマネージャーの任命・変更
- ・ 運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・ 各ファンドの分配政策の決定
- ・ 代表取締役に対する随時の的確な状況報告
- ・ その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ. 運用副本部長

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ. 運用部長

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ニ. ファンドマネージャー

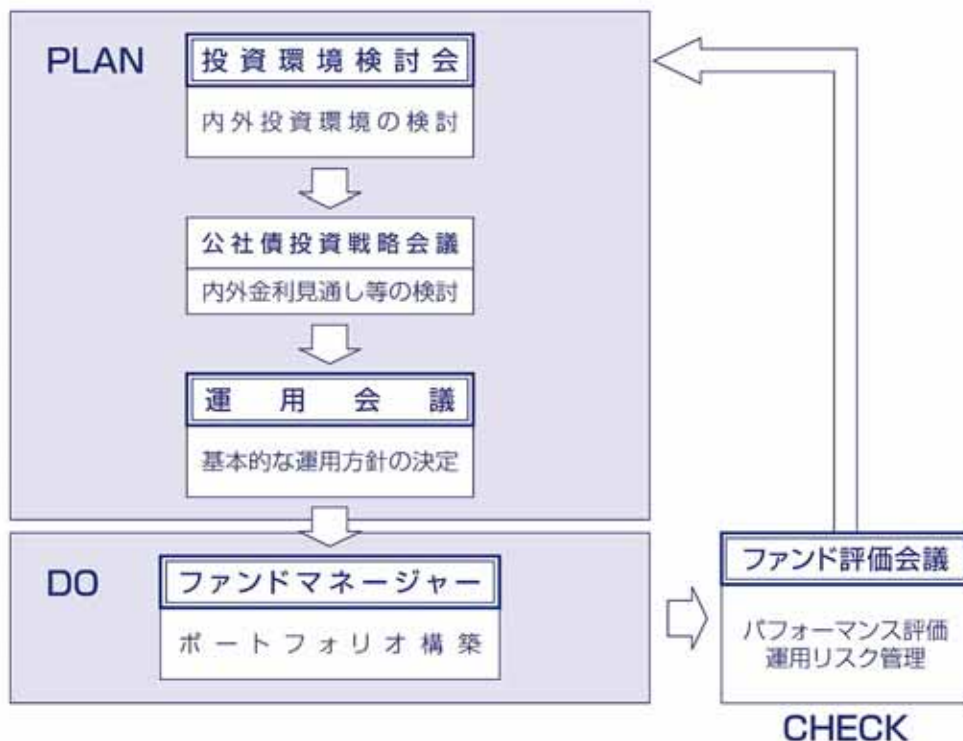
ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

④ ファンド評価会議・運用審査会議・コンプライアンス会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

⑤ 運用プロセス



PLAN

投資環境検討会では、主にマクロ分析を基に内外投資環境について検討します。公社債投資戦略会議では、内外金利の動向について検討し、金利見通しを策定します。運用会議で、基本的な運用方針を決定し、これを踏まえてファンドマネージャーがファンドの運用方針を策定し、運用部長が承認します。

DO

ファンドマネージャーは、承認された運用方針に基づきポートフォリオを構築します。

CHECK

ファンド評価会議でパフォーマンス評価、ファンドの運用リスク分析を行ない、運用ヘフィードバックを行ないます。

(4) 分配方針

毎計算期末に、次の方針に基づいて分配します。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、配当等収益等を中心に安定した分配を継続的に行なうことを目標に分配金額を決定します。
- ③ 留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 投資制限

- ① マザーファンドの受益証券（信託約款）
マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

② 株式等（信託約款）

- イ．株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限りません。）の行使等により取得したものに限りません。
- ロ．委託会社は、信託財産に属する株式および株式を組入可能な投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式および株式を組入可能な投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ハ．前ロ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式および株式を組入可能な投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③ 投資信託証券（信託約款）

- イ．委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④ 投資する株式の範囲（信託約款）

- イ．委託会社が投資することを指図する株式は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとしします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- ロ．前イ．の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとしします。

⑤ 先物取引等（信託約款）

- イ．委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとしします（以下同じ。）。
- ロ．委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ハ．委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑥ スワップ取引（信託約款）

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとしします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものに

についてはこの限りではありません。

ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ. において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ. 前ハ. においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ. において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ. において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ. 前ハ. においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ホ. において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ホ. において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

へ。前ホ．においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ト．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

チ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑧ 同一銘柄の転換社債等（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑨ 有価証券の貸付け（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

2．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ロ．前イ．の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ．委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑩ 外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

⑪ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑫ 外国為替予約取引（信託約款）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑬ 資金の借入れ（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。

きます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。
- ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ニ．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑭ デリバティブ評価損（「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」）

委託会社は、運用の指図を行なう信託財産について、次の行為を行なわないものとします。

信託財産の純資産総額に 100 分の 50 を乗じて得られる額が当該信託財産にかかる次に掲げる額（これにかかる取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とします。）の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該信託財産にかかる有価証券先物取引等を行なうことまたは継続することを受託会社に指図すること。

イ．当該信託財産にかかる先物取引等評価損（有価証券オプション取引等および選択権付債券売買の売付約定にかかるものを除きます。）

ロ．当該信託財産にかかる有価証券オプション取引等および選択権付債券売買のうち売付約定にかかるものにおける原証券等の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションにかかる帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの

ハ．当該信託財産をもって取得し現在保有している新株引受権を表示する証券または証書にかかる時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの

< 参 考 > マザーファンド（ハイグレード・オセアニア・ボンド・マザーファンド）の概要

(1) 投資方針

「1 ファンドの性格」「(1) ファンドの目的及び基本的性格」<ファンドの特色>の 4. をご参照下さい。

(2) 投資対象

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第 3 条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．有価証券指数等先物取引にかかる権利

ハ．有価証券オプション取引にかかる権利

ニ．外国市場証券先物取引にかかる権利

ホ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 33 条第 1 項第 5 号に掲げるもの

ヘ．約束手形

ト．金融先物取引等にかかる権利

チ．金融デリバティブ取引にかかる権利

リ．金銭信託の受益権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 33 条第 1 項第 7 号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 委託会社は、信託金を、次の有価証券に投資することを指図することができます。

1. 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前 1. から前 6. までの証券または証書の性質を有するもの

8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）

9. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 7 号の 2 で定めるものをいいます。）

10. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）

11. 預託証書（証券取引法第 2 条第 1 項第 10 号の 3 で定めるものをいいます。）

12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

13. 貸付債権信託受益権（証券取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるものをいいます。）

14. 外国法人に対する権利で前 13. の権利の性質を有するもの

なお、前 1. の証券または証書、前 7. ならびに前 11. の証券または証書のうち前 1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前 2. から前 5. までの証券および前 7. ならびに前 11. の証券または証書のうち前 2. から前 5. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前 8. の証券および前 9. の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

(3) 主な投資制限

① 株式等

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限りします。

株式および株式を組入可能な投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

② 投資信託証券

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

③ 外貨建資産

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

3 投資リスク

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、公社債など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資家のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

② 外国証券への投資に伴うリスク

イ. 為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドの主要投資対象である「ハイグレード・オセアニア・ボンド・マザーファンド」において、為替については、オーストラリア・ドル建ておよびニュージーランド・ドル建ての資産の投資比率の合計を信託財産の純資産総額の 100%に近づけることを基本とします。また、当ファンドにおいて、マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の 90%程度以上に維持することを基本とします。このため基準価額は、オーストラリア・ドル・円レートおよびニュージーランド・ドル・円レートの変動の影響を直接受けます。

ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

③ その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

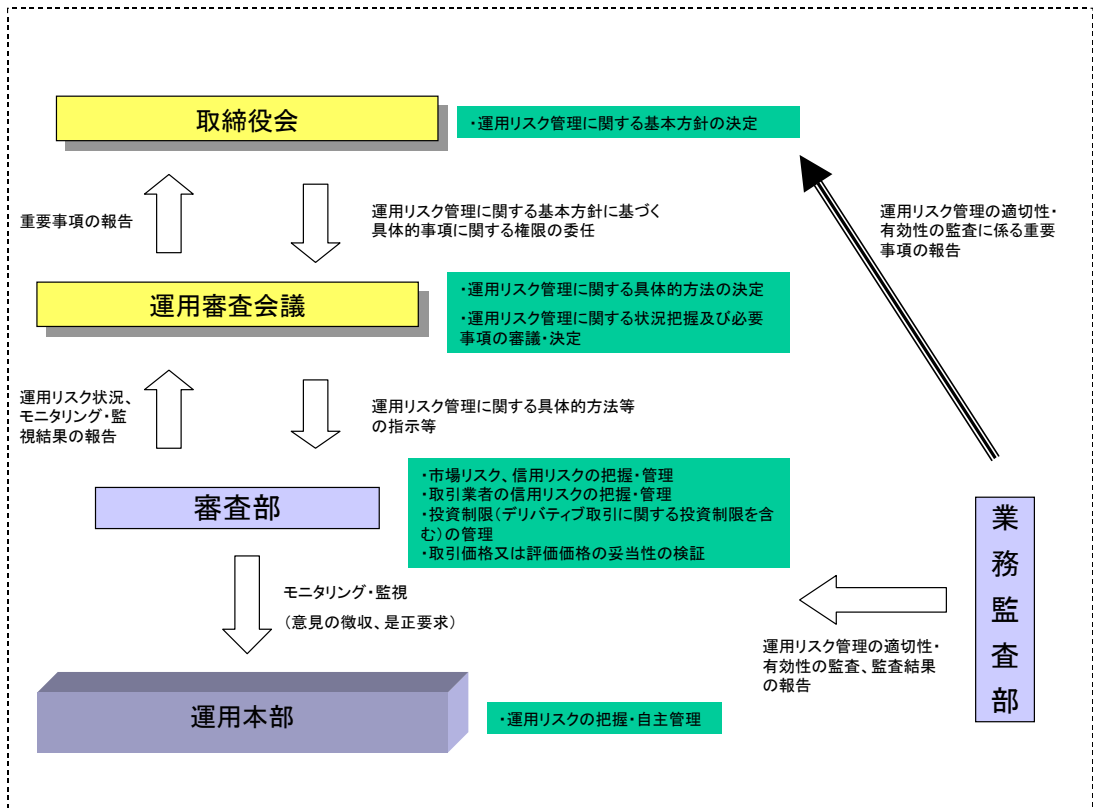
(2) 換金性が制限される場合

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受け付けを中止することがあります。ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。

ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3) リスク管理体制



4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

① 販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.1%（税抜2.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号 03-5643-5265（営業日の9:00～17:00）

② 申込手数料には、消費税が課されます。

③ 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(2) 換金（解約）手数料

ありません。

(3) 信託報酬等

① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.3125%（税抜1.25%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

- ② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は、各販売会社の取扱い純資産残高に応じて次のとおりとします。

	委託会社	販売会社	受託会社
500 億円未満の場合	年 0.525% (税抜 0.50%)	年 0.735% (税抜 0.70%)	年 0.0525% (税抜 0.05%)
500 億円以上 1,000 億円未満の場合	年 0.4725% (税抜 0.45%)	年 0.7875% (税抜 0.75%)	
1,000 億円以上の場合	年 0.42% (税抜 0.40%)	年 0.84% (税抜 0.80%)	

- ④ 前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

(4) その他の手数料等

- ① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

(5) 課税上の取扱い

① 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%（所得税 7%および地方税 3%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。なお、確定申告を行ない、総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、株式の売買益との通算が可能となります。

なお、上記の 10%（所得税 7%および地方税 3%）の税率は、平成 20 年 4 月 1 日から、20%（所得税 15%および地方税 5%）となります。

買取請求時の 1 万口当りの手取額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる源泉徴収額に相当する金額を差引いた金額となります（当該課税対象者にかかる源泉徴収は、免除されることがあります。）。買取価額と取得価額との差額については、譲渡所得の取扱いとなります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

② 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成 20 年 3 月 31 日までは 7%（所

得税 7%)、平成 20 年 4 月 1 日から 15% (所得税 15%) の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。

なお、税額控除制度が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

買取請求時の 1 万口当りの手取額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる源泉徴収額に相当する金額を差引いた金額となります (当該課税対象者にかかる源泉徴収は、免除されることがあります。)。この税相当額は税金ではないため、税額控除はありません。

<注 1> 個別元本について

- ① 受益者ごとの信託時の受益証券の価額等 (申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。) が当該受益者の元本 (個別元本) にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ ただし、保護預りでない受益証券および記名式受益証券については各受益証券ごとに、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社ごとに、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店ごとに、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。
- ④ 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<注 2> 収益分配金の課税について

- ① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分) の区分があります。
- ② 受益者が収益分配金を受取る際、イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

(注) 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

5 運用状況

(1) 投資状況 (平成 18 年 6 月 30 日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	264,401,107,659	100.05
内 日本	264,401,107,659	100.05
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	△141,017,839	△0.05
純資産総額	264,260,089,820	100.00

(参考) ハイグレード・オセアニア・ボンド・マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	32,791,338,098	12.09
内 オーストラリア	27,844,487,138	10.27
内 ニュージーランド	4,946,850,960	1.82
特殊債券	224,473,857,918	82.75
内 オーストラリア	213,679,068,527	78.78
内 ニュージーランド	10,794,789,391	3.98
社債券	806,976,500	0.30
内 オーストラリア	806,976,500	0.30
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	13,179,720,896	4.86
純資産総額	271,251,893,412	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引 (買建)	9,368,100,000	3.45
内 日本	9,368,100,000	3.45

(注 1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注 2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注 3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産(平成 18 年 6 月 30 日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数 口数 また金額金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	ハイグレード・オセアニア・ ボンド・マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 —	218,838,857,523	1.21367 265,598,964,925	1.2082 264,401,107,659	— —	100.05%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	100.05%
合計	100.05%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) ハイグレード・オセアニア・ボンド・マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数 口数 また、額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. オーストラリア	特殊債券 —	25,234,000,000	96.80 24,427,715,730	96.25 24,288,229,680	5.500000 14/08/01	8.95%
2	QUEENSLAND TREASURY CORP. オーストラリア	特殊債券 —	18,584,500,000	100.47 18,672,962,220	99.83 18,553,463,885	6.000000 15/10/14	6.84%
3	NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. オーストラリア	特殊債券 —	15,259,750,000	99.75 15,222,729,335	99.28 15,151,100,580	6.000000 12/05/01	5.59%
4	NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. オーストラリア	特殊債券 —	14,066,250,000	103.48 14,555,917,475	103.05 14,495,551,950	8.000000 08/03/01	5.34%
5	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND オーストラリア	国債証券 —	10,230,000,000	101.41 10,374,447,600	101.04 10,337,108,100	6.000000 17/02/15	3.81%
6	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND オーストラリア	国債証券 —	10,656,250,000	95.51 10,178,300,138	94.32 10,051,507,813	5.250000 19/03/15	3.71%
7	EUROFIMA オーストラリア	特殊債券 —	6,820,000,000	101.09 6,894,985,900	100.51 6,855,123,000	6.250000 18/12/28	2.53%
8	INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT オーストラリア	特殊債券 —	6,905,250,000	98.90 6,829,775,618	99.05 6,840,202,545	4.250000 07/01/18	2.52%
9	INSTITUT CREDITO OFICIAL オーストラリア	特殊債券 —	6,393,750,000	96.52 6,171,439,313	96.14 6,147,398,813	5.500000 12/10/11	2.27%
10	AUSTRIA GOVERNMENT BOND オーストラリア	国債証券 —	5,967,500,000	97.59 5,824,254,425	97.13 5,796,292,425	5.750000 14/09/15	2.14%
11	INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK オーストラリア	特殊債券 —	5,456,000,000	99.39 5,422,718,400	99.55 5,431,775,360	4.250000 06/10/05	2.00%
12	LANDWIRTSCHAFT RENTENBANK オーストラリア	特殊債券 —	4,262,500,000	110.91 4,727,837,125	109.87 4,683,421,875	13.500000 07/12/10	1.73%
13	EUROPEAN INVESTMENT BANK オーストラリア	特殊債券 —	4,688,750,000	99.27 4,654,944,113	98.85 4,635,063,813	6.000000 13/08/14	1.71%
14	KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU オーストラリア	特殊債券 —	4,688,750,000	94.94 4,451,750,738	94.52 4,432,181,600	5.500000 16/07/25	1.63%
15	EUROPEAN BK RECONSTRUCTION & DEVELOPMENT オーストラリア	特殊債券 —	4,433,000,000	99.28 4,401,171,060	99.33 4,403,343,230	5.030000 07/02/20	1.62%
16	EUROPEAN INVESTMENT BANK オーストラリア	特殊債券 —	4,262,500,000	99.12 4,225,203,125	98.85 4,213,822,250	5.750000 09/09/15	1.55%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数・口数 または金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
17	MUNICIPALITY FINANCE PLC オーストラリア	特殊債券 —	3,410,000,000	118.88 4,053,808,000	117.89 4,020,151,300	13.000000 09/07/06	1.48%
18	EUROFIMA オーストラリア	特殊債券 —	4,006,750,000	98.97 3,965,720,880	98.56 3,949,213,070	6.000000 14/01/28	1.46%
19	INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT オーストラリア	特殊債券 —	4,006,750,000	98.09 3,930,461,480	98.09 3,930,421,413	4.670000 07/11/15	1.45%
20	INSTITUT CREDITO OFICIAL オーストラリア	特殊債券 —	3,410,000,000	116.01 3,956,179,700	114.93 3,919,283,500	13.500000 08/09/24	1.44%
21	EUROFIMA オーストラリア	特殊債券 —	3,665,750,000	101.57 3,723,448,905	101.11 3,706,696,428	6.500000 11/08/22	1.37%
22	NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. オーストラリア	特殊債券 —	3,410,000,000	103.99 3,546,195,400	103.46 3,528,122,400	7.000000 10/12/01	1.30%
23	QUEENSLAND TREASURY CORP. オーストラリア	特殊債券 —	3,410,000,000	100.42 3,424,424,300	99.93 3,407,749,400	6.000000 13/08/14	1.26%
24	KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU オーストラリア	特殊債券 —	3,410,000,000	99.34 3,387,732,700	99.25 3,384,459,100	5.500000 07/10/15	1.25%
25	EUROFIMA オーストラリア	特殊債券 —	3,410,000,000	98.29 3,351,791,300	98.05 3,343,743,700	5.500000 09/09/15	1.23%
26	LANDWIRTSCHAFT RENTENBANK オーストラリア	特殊債券 —	3,410,000,000	97.90 3,338,390,000	96.44 3,288,638,100	5.750000 15/01/21	1.21%
27	COUNCIL OF EUROPE オーストラリア	特殊債券 —	3,410,000,000	96.35 3,285,671,400	95.65 3,261,869,600	5.625000 15/12/14	1.20%
28	NEDER FINANCIERINGS-MAAT オーストラリア	特殊債券 —	2,557,500,000	116.50 2,979,692,100	115.41 2,951,764,200	13.500000 08/10/29	1.09%
29	NEDER FINANCIERINGS-MAAT オーストラリア	特殊債券 —	2,557,500,000	114.24 2,921,841,450	113.26 2,896,752,375	13.000000 08/09/03	1.07%
30	QUEENSLAND TREASURY CORP. オーストラリア	特殊債券 —	2,131,250,000	134.32 2,862,780,250	133.22 2,839,293,875	12.000000 13/06/07	1.05%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	12.09%
特殊債券	82.75%
社債券	0.30%
合計	95.14%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	オーストラリアドル買/円売 2006年7月	買建	110,000,000	9,336,465,000	9,368,100,000	3.45%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成15年6月13日)	3,709,780,000	—	1.0000	—
第1特定期間末 (平成15年11月17日)	7,496,833,452	7,528,706,876	0.9408	0.9448
第2特定期間末 (平成16年5月17日)	15,671,795,306	15,754,739,308	0.9447	0.9497
第3特定期間末 (平成16年11月15日)	44,070,091,246	44,294,700,998	0.9810	0.9860
第4特定期間末 (平成17年5月16日)	76,270,965,173	76,658,202,596	0.9848	0.9898
平成17年6月末日	89,532,833,207	—	1.0222	—
7月末日	101,601,411,555	—	1.0280	—
8月末日	118,449,059,235	—	1.0055	—
9月末日	143,755,098,505	—	1.0256	—
10月末日	161,243,905,383	—	1.0302	—
第5特定期間末 (平成17年11月15日)	169,420,721,742	170,329,634,561	1.0252	1.0307
11月末日	180,665,933,078	—	1.0520	—
12月末日	194,027,333,406	—	1.0301	—
平成18年1月末日	208,036,631,118	—	1.0428	—
2月末日	213,094,573,054	—	1.0106	—
3月末日	232,806,994,163	—	0.9846	—
4月末日	247,564,058,489	—	0.9945	—
第6特定期間末 (平成18年5月15日)	245,697,241,363	247,222,867,662	0.9663	0.9723
5月末日	254,988,980,897	—	0.9798	—
6月末日	264,260,089,820	—	0.9680	—

② 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0180
第2特定期間	0.0270
第3特定期間	0.0300
第4特定期間	0.0300
第5特定期間	0.0325
第6特定期間	0.0350

③ 収益率の推移

	収益率(%)
第1特定期間	△4.1
第2特定期間	3.3
第3特定期間	7.0
第4特定期間	3.4
第5特定期間	7.4
第6特定期間	△2.3

(注) 1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

6 手続等の概要

(1) 申込（販売）手続等

受益証券の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益証券の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、シドニー先物取引所の休業日と同じ日付の日には、受益証券の取得申込みの受付を行ないません。

お買付価額（1万口当り）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時（年末年始など半休日においては午前11時）までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

◆ ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受ける予定であり、受益権の帰属は、振替機関（株式会社 証券保管振替機構）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

(2) 換金（解約）手続等

受益者は、保有する受益証券について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。

委託会社の各営業日の午後3時（年末年始など半休日においては午前11時）までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

イ. 一部解約

受益者は、自己の有する受益証券について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、シドニー先物取引所の休業日と同じ日付の日には、一部解約の実行の請求の受付を行いません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせるにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号 03-5643-5265（営業日の9:00～17:00）

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

1万口当りの手取額は、次のとおりとします。

<個人の受益者の場合>

解約価額から所得税および地方税（解約価額が個別元本を上回っている場合その超過額の10%。なお、平成20年4月1日からは20%。）を差引いた額とします。

<法人の受益者の場合>

解約価額から所得税（解約価額が個別元本を上回っている場合その超過額の7%。なお、平成20年4月1日からは15%。）を差引いた額とします。

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、一部解約の実行の請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

ロ. 買取り

販売会社は、受益者の請求があるときは、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、その受益証券を買取ります。

ただし、販売会社は、シドニー先物取引所の休業日と同じ日付の日には、受益証券の買取請求の受付を行いません。

受益証券の買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる源泉徴収額に相当する金額を控除した額とします（当該課税対象者にかかる源泉徴収は、免除されることがあります。）。

受益者は、買取価額を、販売会社に問合わせるにより知ることができます。

販売会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて、受益証券の買取りを中止することができます。受益証券の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益証券の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受

付けたものとして、上記に準じて計算された価額とします。

- ◆ ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行する予定であり、一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

平成 19 年 1 月 4 日以降の換金にかかる換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

平成 18 年 12 月 29 日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括してすべて振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成 19 年 1 月 4 日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意下さい。

7 管理及び運営の概要

(1) 資産の評価

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した 1 万口当りの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注 1、注 2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注 1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注 2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・公社債等：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 1. 証券会社、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
 2. 価格情報会社の提供する価額

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号 03-5643-5265（営業日の 9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 保管

受益者は、保護預り契約に基づいて、受益証券を販売会社に保管（保護預り）させることができます。保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。

「分配金再投資コース」をご利用の場合、受益証券は保護預りとさせていただきます。

保護預りを行わない場合、受益証券は、受益者の責任において受益者により保管されます。

ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

(3) 信託期間

無期限とします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 計算期間

毎月 16 日から翌月 15 日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(5) その他

① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前 1. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前 1. の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前 3. から前 5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前 3. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より認可の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、②の 4. に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社がその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前 1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前 1. の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前 1. から前 5. までの規定にしたがいます。
7. 委託会社は、委託会社が受益者を代理して受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして前 2. の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、前 2. の書面の交付を原則として行いません。

③ 反対者の買取請求権

前①の 1. から 6. までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前②の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前①の 3. または前②の 3. の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

④ 運用報告書

委託会社は、毎年 5 月の計算期間終了日の翌日から 11 月の計算期間終了日までの期間および毎年 11 月の計算期間終了日の翌日から翌年 5 月の計算期間終了日までの期間を対象として、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

⑤ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の 1 か月（または 3 か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に 1 年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

(6) 受益者の権利等

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益証券取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

① 収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了

時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目)から、収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を販売会社に支払います。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込みに応じるものとします。この場合、販売会社は、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日(原則として信託終了日から起算して5営業日目)から、受益証券と引換えに受益者に支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

② 換金請求権

受益者は、保有する受益証券について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「6 手続等の概要」をご参照下さい。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に、毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目)からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者にお支払いします。なお、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、分配金は税金を差引いた後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に支払います。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

第2 財務ハイライト情報

本項の記載事項は、「ファンドの詳細情報」に記載の「財務諸表」（当該「財務諸表」については、中央青山監査法人により監査証明を受けており、当該監査証明にかかる監査報告書は、当該「財務諸表」の箇所に添付しております。）から抜粋して記載したものです。

ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン（毎月分配型）

1 貸借対照表

区 分	前 期 平成 17 年 11 月 15 日現在	当 期 平成 18 年 5 月 15 日現在
	金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	55,988,303	199,219,523
親投資信託受益証券	170,499,755,962	247,474,904,117
流動資産合計	170,555,744,265	247,674,123,640
資産合計	170,555,744,265	247,674,123,640
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	908,912,819	1,525,626,299
未払解約金	55,948,660	199,177,843
未払受託者報酬	6,721,124	9,978,268
未払委託者報酬	161,307,056	239,478,448
その他未払費用	2,132,864	2,621,419
流動負債合計	1,135,022,523	1,976,882,277
負債合計	1,135,022,523	1,976,882,277
純資産の部		
元本等		
元本	165,256,876,353	254,271,049,987
剰余金		
期末剰余金	4,163,845,389	—
期末欠損金	—	8,573,808,624
(うち分配準備積立金)	(4,432,038,831)	(5,481,499,390)
剰余金合計	4,163,845,389	△8,573,808,624
元本等合計	—	245,697,241,363
純資産合計	169,420,721,742	245,697,241,363
負債・純資産合計	170,555,744,265	247,674,123,640

2 損益及び剰余金計算書

区 分	前 期 自 平成 17 年 5 月 17 日 至 平成 17 年 11 月 15 日	当 期 自 平成 17 年 11 月 16 日 至 平成 18 年 5 月 15 日
	金 額 (円)	金 額 (円)
経常損益の部		
営業損益の部		
営業収益		
受取利息	452	842
有価証券売買等損益	8,435,217,104	△5,449,211,787
営業収益合計	8,435,217,556	△5,449,210,945
営業費用		
受託者報酬	30,470,807	55,348,086
委託者報酬	731,300,459	1,328,354,806
その他費用	2,132,864	2,621,419
営業費用合計	763,904,130	1,386,324,311
営業利益	7,671,313,426	—
営業損失金額	—	6,835,535,256
経常利益	7,671,313,426	—
経常損失金額	—	6,835,535,256
当期純利益	7,671,313,426	—
当期純損失金額	—	6,835,535,256
一部解約に伴う当期純利益分配額	55,663,840	—
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	—	19,600,491
期首欠損金	1,176,519,475	—
期首剰余金	—	4,163,845,389
欠損金減少額	1,781,362,124	—
剰余金増加額	—	2,011,483,139
(当期追加信託に伴う欠損金減少額)	(1,781,362,124)	(—)
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)	(—)	(2,011,483,139)
欠損金増加額	84,855,904	—
剰余金減少額	—	285,581,403
(当期一部解約に伴う欠損金増加額)	(84,855,904)	(—)
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)	(—)	(285,581,403)
分配金	3,971,790,942	7,608,420,002
期末剰余金	4,163,845,389	—
期末欠損金	—	8,573,808,624

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期 自 平成 17 年 5 月 17 日 至 平成 17 年 11 月 15 日	当 期 自 平成 17 年 11 月 16 日 至 平成 18 年 5 月 15 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成 17 年 5 月 15 日が休日のため、前特定期間の末日を平成 17 年 5 月 16 日としており、このため、当特定期間は 183 日となっております。	

第3 内国投資信託受益証券事務の概要

(1) 名義書換えの手続き等

受益証券の名義書換手続きおよび無記名式から記名式へのまたは記名式から無記名式への変更は、委託会社の定める手続きにより行なうことができます。

名義書換手続きは委託会社にて行なうものとし、受益者から請求があるときは、販売会社はこれを委託会社に取次ぎます。

名義書換えの手続きは、毎計算期間の末日の翌日から15日間停止されます。

名義書換手続きに関し、手数料は徴しません。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

ありません。

(4) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。ただし、記名式の受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続きによらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益証券の再発行

委託会社は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きによって公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付し、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きによって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

また、受益証券を毀損または汚染した受益者が、受益証券を添え、委託会社の定める手続きによって再交付を請求したときは、委託会社は、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、喪失の場合の規定を準用します。

受益証券を再交付するときは、委託会社は受益者に対して実費を請求することができます。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替受益権となる予定であり、委託会社は、受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

◆ 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情が

あると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

◆ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

◆ 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

◆ 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

◆ 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第4 ファンドの詳細情報の項目

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
- 2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益及び剰余金計算書
- (3) 注記表
- (4) 附属明細表

2 ファンドの現況

純資産額計算書 平成 年 月 日

I 資産総額

II 負債総額

III 純資産総額（I－II）

IV 発行済数量

V 1単位当たり純資産額（III／IV）

第5 設定及び解約の実績

追加型証券投資信託

(ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン（毎月分配型）)

約 款

大和証券投資信託委託株式会社

運用の基本方針

約款第21条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

ハイグレード・オセアニア・ボンド・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主としてマザーファンドの受益証券に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
- ② マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。
- ③ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

① マザーファンドの受益証券への投資制限

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

② 株式への投資制限

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限り、

株式および株式を組入可能な投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

③ 投資信託証券への投資制限

投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④ 同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

⑥ スワップ取引の範囲

スワップ取引は、約款第24条の範囲で行ないます。

⑦ 金利先渡し取引および為替先渡し取引の範囲

金利先渡し取引および為替先渡し取引は、約款第25条の範囲で行ないます。

3. 収益分配方針

① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

② 原則として、配当等収益等を中心に安定した分配を継続的に行なうことを目標に分配金額を決定します。

③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
(ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン (毎月分配型))
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1条 この信託は、証券投資信託であり、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第 2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3条 委託者は、受託者と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項、第53条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益証券の取得申込の勧誘の種類)

第 5条 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第 6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

- ③ 第2項の規定により受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を1口に切り上げるものとします。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託者が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託者が計算する受益権口数を当該差分増やし、当該口数にかかる金額については損金として計上することとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第29条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口券、5口券、10口券、50口券、100口券、500口券、1,000口券、5,000口券、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および5,000万口券の16種類とします。

③ 別に定める積立投資約款に従い取得申込者が結んだ積立投資契約または保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。）または登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）が保管する受益証券、および保護預り契約に基づいて保護預りを行なう会社が保管する委託者の自らの募集にかかる受益証券の種類は、前項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第11条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（受益証券の申込単位および価額）

第12条 委託者は、第10条の規定により発行される受益証券の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。

② 指定販売会社は、第10条の規定により発行される受益証券の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

③ 前2項の規定にかかわらず、委託者および指定販売会社は、別に定める取引所の休業日と同じ日付の日には、受益証券の取得申込の受付を行いません。

④ 第1項および第2項の受益証券の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として、第39条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

（受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続）

第13条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。

② 記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

③ 前項の規定による名義書換の手続は、第39条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

（記名式の受益証券譲渡の対抗要件）

第14条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（無記名式の受益証券の再交付）

第15条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

（記名式の受益証券の再交付）

第16条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

（受益証券を毀損した場合等の再交付）

第17条 委託者は、受益証券を毀損または汚染した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。

（受益証券の再交付の費用）

第18条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

(投資の対象とする資産の種類)

第19条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 有価証券指数等先物取引にかかる権利
 - ハ. 有価証券オプション取引にかかる権利
 - ニ. 外国市場証券先物取引にかかる権利
 - ホ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第33条第1項第5号に掲げるもの
 - ヘ. 約束手形
 - ト. 金融先物取引等にかかる権利
 - チ. 金融デリバティブ取引にかかる権利
 - リ. 金銭信託の受益権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第33条第1項第7号に掲げるもの
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(投資の対象とする有価証券の範囲等)

第20条 委託者は、信託金を、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者として締結されたハイグレード・オセアニア・ボンド・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の有価証券に投資することを指図することができます。

1. 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）
10. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
11. 預託証書（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。）
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第7号ならびに第11号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号ならびに第11号の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第8号の証券および第9号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託財産に属する株式および株式を組入可能な投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式および株式を組入可能な投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式および株式を組入可能な投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（運用の基本方針）

第21条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行いません。

（投資する株式の範囲）

第22条 委託者が投資することを指図する株式は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（先物取引等の運用指図）

第23条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図および範囲）

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲）

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡

取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑥ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ⑧ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第26条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（有価証券の貸付けの指図および範囲）

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有

する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第28条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(保管業務の委任)

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第31条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第32条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の表示および記載の省略)

第33条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第34条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第35条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第36条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第37条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属し

ます。

(受託者による資金の立替え)

第38条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第39条 この信託の計算期間は、毎月16日から翌月15日までとします。ただし、第1計算期間は、平成15年6月13日から平成15年7月15日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告)

第40条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第41条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要な費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の125の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第43条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第44条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を指定販売会社に支払います。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込に応じるものとします。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに受益者に支

払います。

- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめ、その印鑑を届け出るものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第3項および第4項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。
- ⑧ 委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第45条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第46条 受益者が、収益分配金については第44条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第44条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（受益証券の買取り）

第47条 指定販売会社は、受益者の請求があるときは、最低単位を1口単位として指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる受益証券については、1口の整数倍とします。）をもって、その受益証券を買取ります。ただし、別に定める取引所の休業日と同じ日付の日には、受益証券の買取請求の受付を行ないません。

- ② 受益証券の買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額を控除した額とします。
- ③ 指定販売会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて、第1項の規定による受益証券の買取りを中止することができるものとします。
- ④ 前項により受益証券の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行なった当日の買取請求を撤回することができます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益証券の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして、第2項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の一部解約）

第48条 受益者（前条の指定販売会社を含みます。）は、自己の有する受益証券につき、最低単位を1口単位として委託者または指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる受益証券および指定販売会社の所有にかかる受益証券については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、別に定める取引所の休業日と同じ日付の日には、一部解約請求の受付を行ないません。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、受益証券をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しな

い場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(信託契約の解約)

第49条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定に従います。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第51条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任に伴う取扱い)

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第54条の規定に従い、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第55条 第49条の規定に従い信託契約の解約を行なう場合または前条の規定に従い信託約款の変更を行なう場合において、第49条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第56条 (削 除)
(公告)

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益証券取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第44条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 3条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、約款本文の規定にかかわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

- ② 平成19年1月4日前に信託された受益権にかかる受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。
- ③ 委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受け付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券にかかる受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、指定販売会社に当該申請の手続を委任することができます。
- ④ 受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、受益証券をもって行なうものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証

券の発行を請求しないものとします。

- ⑤ 委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定に従います。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行ないません。
- ⑥ 委託者が、前項の信託約款変更を行なった場合、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。
- ⑦ 委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合、平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約請求または買取請求を受益者がするときは、委託者（一部解約請求の場合に限りま
- す。）または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金または買取りの代金が受益者に支払われることとなる一部解約請求または買取請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該各請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
- ⑧ 委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合においても、平成19年1月4日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

平成15年 6月13日

委託者 大和証券投資信託委託株式会社

受託者 りそな信託銀行株式会社

I 別に定める取引所

約款第12条、第47条および第48条の「別に定める取引所」とは、次のものをいいます。

シドニー先物取引所

信託約款（平成19年1月4日適用予定）の変更内容について

平成18年12月29日現在存在する受益証券を含む「追加型証券投資信託（ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン（毎月分配型））」の受益証券を原則としてすべて振替受益権とするため、委託者は、平成19年1月4日適用予定で重大な約款変更を行なう予定です。下記の表は、この場合の信託約款の変更内容について記載しております。

なお、重大な約款変更の内容についてあらかじめお知らせすることを目的としておりますので、単純な参照条文の変更（読み替え）は割愛している場合があります。

下線部 〃 は変更部分を示します。

(重大な約款変更後の約款の内容)	(平成18年8月9日現在の約款の内容)
(受益権の取得申込の勧誘の種類) 第 5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行なわれます。 (当初の受益者) 第 6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 (受益権の分割および再分割) 第 7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。 (削 除) (信託日時の異なる受益権の内容) 第 9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。 (受益権の帰属と受益証券の不発行) 第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。 ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。 ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替	(受益証券の取得申込の勧誘の種類) 第 5条 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行なわれます。 (当初の受益者) 第 6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 (受益権の分割および再分割) 第 7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。 ③ 第2項の規定により受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を1口に切り上げるものとします。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託者が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託者が計算する受益権口数を当該差分増やし、当該口数にかかる金額については損金として計上することとします。 (信託日時の異なる受益権の内容) 第 9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。 (受益証券の発行および種類) 第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。 (新 設) (新 設)

機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。 ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。）または登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）に当該申請の手續を委任することができます。 （削 除） （削 除）	（新 設） ② 委託者が発行する受益証券は、1口券、5口券、10口券、50口券、100口券、500口券、1,000口券、5,000口券、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および5,000万口券の16種類とします。 ③ 別に定める積立投資約款に従い取得申込者が結んだ積立投資契約または保護預り契約に基づいて委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。）または登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）が保管する受益証券、および保護預り契約に基づいて保護預りを行なう会社が保管する委託者の自らの募集にかかる受益証券の種類は、前項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。
（受益権の設定にかかる受託者の通知） 第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。 （削 除） （受益権の申込単位および価額） 第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。 ② 指定販売会社は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。 ③ 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。 ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者および指定販売会社は、別に定める取引所の休業日と同じ日付の日には、受益権の取得申込の受付を行ないません。 ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額と	（受益証券の発行についての受託者の認証） 第11条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。 ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。 （受益証券の申込単位および価額） 第12条 委託者は、第10条の規定により発行される受益証券の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。 ② 指定販売会社は、第10条の規定により発行される受益証券の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。 （新 設） ③ 前2項の規定にかかわらず、委託者および指定販売会社は、別に定める取引所の休業日と同じ日付の日には、受益証券の取得申込の受付を行ないません。 ④ 第1項および第2項の受益証券の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額と

します。 ⑥ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第39条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。 <u>(受益権の譲渡にかかる記載または記録)</u> 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。 ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。 ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。 <u>(受益権の譲渡の対抗要件)</u> 第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。 第15条 (削 除) 第16条 (削 除) 第17条 (削 除) 第18条 (削 除) (投資の対象とする資産の種類) 第19条 (略) (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い) 第44条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1か月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第46条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。 ② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。 ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1か月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のた	します。 ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として、第39条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。 <u>(受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続)</u> 第13条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。 ② 記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。 ③ 前項の規定による名義書換の手続は、第39条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。 <u>(記名式の受益証券譲渡の対抗要件)</u> 第14条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。 <u>(無記名式の受益証券の再交付)</u> 第15条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。 <u>(記名式の受益証券の再交付)</u> 第16条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。 <u>(受益証券を毀損した場合等の再交付)</u> 第17条 委託者は、受益証券を毀損または汚染した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。 <u>(受益証券の再交付の費用)</u> 第18条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。 (投資の対象とする資産の種類) 第19条 (同 左) (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い) 第44条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1か月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。 ② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を指定販売会社に支払います。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込に応じるものとします。 ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1か月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに受益者に支払います。
--	--

め指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。 ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。 ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとしします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとしします。 ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。 (削 除) (削 除) (収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責) 第45条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。 ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。 (収益分配金および償還金の時効) 第46条 受益者が、収益分配金については第44条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第44条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。 (受益権の買取り) 第47条 指定販売会社は、受益者の請求があるときは、最低単位を1口単位として指定販売会社が定める単位(積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。)をもって、その受益権を買取ります。ただし、別に定める取引所の休業日と同じ日付の日には、受益権の買取請求の受付を行いません。 ② 受益権の買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額を控除した額とします。 ③ 平成19年1月4日以降、受益者が買取請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとしします。ただし、平成19年1月4日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる買取請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとしします。 ④ 指定販売会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて、第1項の規定による受益権の買取りを中止することができるものとしします。 ⑤ 前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行なった当日の買取請求を撤回することができます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして、第2項の規定に準じて計算された価額とします。 (信託契約の一部解約) 第48条 受益者(前条の指定販売会社を含みます。)は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として委託者または指定販売会社が定める単位(積立投資契約にかかる受益権および指定販売	④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。 ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとしします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益証券に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとしします。 ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとしします。 ⑦ 記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめ、その印鑑を届け出るものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第3項および第4項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとしします。 ⑧ 委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとしします。 (収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責) 第45条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者に交付します。 ② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。 (収益分配金および償還金の時効) 第46条 受益者が、収益分配金については第44条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第44条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。 (受益証券の買取り) 第47条 指定販売会社は、受益者の請求があるときは、最低単位を1口単位として指定販売会社が定める単位(積立投資契約にかかる受益証券については、1口の整数倍とします。)をもって、その受益証券を買取ります。ただし、別に定める取引所の休業日と同じ日付の日には、受益証券の買取請求の受付を行いません。 ② 受益証券の買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額を控除した額とします。 (新 設) ③ 指定販売会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて、第1項の規定による受益証券の買取りを中止することができるものとしします。 ④ 前項により受益証券の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行なった当日の買取請求を撤回することができます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益証券の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして、第2項の規定に準じて計算された価額とします。 (信託契約の一部解約) 第48条 受益者(前条の指定販売会社を含みます。)は、自己の所有する受益証券につき、最低単位を1口単位として委託者または指定販売会社が定める単位(積立投資契約にかかる受益証券および指定販売
---	--

会社に帰属する受益権については、1口の整数倍とします。)をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。 ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、別に定める取引所の休業日と同じ日付の日には、一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。 ④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることと確実な受益証券をもって行なうものとします。 ⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。 ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。 <u>(質権口記載または記録の受益権の取扱い)</u> 第48条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。 <u>(信託契約の解約)</u> 第49条 (略) <u>(反対者の買取請求権)</u> 第55条 第49条の規定に従い信託契約の解約を行なう場合または前条の規定に従い信託約款の変更を行なう場合において、第49条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。 <u>(公告)</u> 第57条 (略) <u>(信託約款に関する疑義の取扱い)</u> 第58条 (略) <u>(付 則)</u> 第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。 第 2条 第44条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。 (添付信託約款付則第3条を削除し、以下の内容に置き換えます。) 第 3条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条(受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続)から第18条(受益証券の再交付の費用)の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。	売会社の所有にかかる受益証券については、1口の整数倍とします。)をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。 ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、別に定める取引所の休業日と同じ日付の日には、一部解約請求の受付を行いません。 ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。 ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、受益証券をもって行なうものとします。 ⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。 ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。 (新 設) <u>(信託契約の解約)</u> 第49条 (同 左) <u>(反対者の買取請求権)</u> 第55条 第49条の規定に従い信託契約の解約を行なう場合または前条の規定に従い信託約款の変更を行なう場合において、第49条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。 <u>(公告)</u> 第57条 (同 左) <u>(信託約款に関する疑義の取扱い)</u> 第58条 (同 左) <u>(付 則)</u> 第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益証券取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。 第 2条 第44条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。 第 3条 (添付信託約款付則第3条をご参照ください。)
--	---

ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン(毎月分配型)

(愛称: ^{あんず}杏^みの実)

投資信託説明書(請求目論見書)

平成18年8月9日

本文書は、証券取引法第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

本文書にかかる「ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン(毎月分配型)(愛称: ^{あんず}杏^みの実)」の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を平成18年8月8日に関東財務局長に提出しており、平成18年8月9日にその届出の効力が生じております。

大和投資信託

Daiwa Asset Management

第三部 ファンドの詳細情報

第1 ファンドの沿革

平成 15 年 6 月 13 日	信託契約締結、当初設定、運用開始
平成 18 年 2 月 9 日	信託期間を無期限に変更（当初は平成 25 年 6 月 15 日まで）

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

受益証券の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益証券の取得申込者に対し、最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、シドニー先物取引所の休業日と同じ日付の日には、受益証券の取得申込みの受付を行ないません。

お買付価額（1 万口当り）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後 3 時（年末年始など半休日においては午前 11 時）までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

◆ ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受ける予定であり、受益権の帰属は、振替機関（株式会社 証券保管振替機構）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないません。

2 換金（解約）手続等

受益者は、保有する受益証券について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。

委託会社の各営業日の午後 3 時（年末年始など半休日においては午前 11 時）までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

イ. 一部解約

受益者は、自己の有する受益証券について、最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、シドニー先物取引所の休業日と同じ日付の日には、一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行なうものとします。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせるにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号 03-5643-5265（営業日の 9:00～17:00）

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

1 万口当りの手取額は、次のとおりとします。

<個人の受益者の場合>

解約価額から所得税および地方税（解約価額が個別元本（※1）を上回っている場合その超過額の 10%。なお、平成 20 年 4 月 1 日からは 20%。）を差引いた額とします。

<法人の受益者の場合>

解約価額から所得税（解約価額が個別元本（※1）を上回っている場合その超過額の 7%。なお、平成 20 年 4 月 1 日からは 15%。）を差引いた額とします。

一部解約金にかかる収益調整金（※2）は、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、一部解約の実行の請求受付日から起算して、原則として、5 営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社に交付します。受託会社は、委託会社に一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

- (※1) 個別元本とは、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）をいいます。受益者ごとの信託時の受益証券の価額等とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- (※2) 収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

ロ．買取り

販売会社は、受益者の請求があるときは、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、その受益証券を買取ります。

ただし、販売会社は、シドニー先物取引所の休業日と同じ日付の日には、受益証券の買取請求の受付けを行いません。

受益証券の買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる源泉徴収額に相当する金額を控除した額とします（当該課税対象者にかかる源泉徴収は、免除されることがあります。）。

受益者は、買取価額を、販売会社に問合わせるにより知ることができます。

販売会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて、受益証券の買取りを中止することができます。受益証券の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益証券の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受付けたものとして、上記に準じて計算された価額とします。

- ◆ ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

平成19年1月4日以降の換金にかかる換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括してすべて振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意下さい。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当りの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・公社債等：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 1. 証券会社、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
 2. 価格情報会社の提供する価額

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号 03-5643-5265（営業日の9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 保管

受益者は、保護預り契約に基づいて、受益証券を販売会社に保管（保護預り）させることができます。保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。

「分配金再投資コース」をご利用の場合、受益証券は保護預りとさせていただきます。

保護預りを行わない場合、受益証券は、受益者の責任において受益者により保管されます。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

(3) 信託期間

無期限とします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 計算期間

毎月16日から翌月15日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計

算期間が開始されるものとします。

(5) その他

① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前 1. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前 1. の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前 3. から前 5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前 3. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より認可の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、②の 4. に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社がその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前 1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前 1. の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交

付したときは、原則として、公告を行いません。

6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前 1. から前 5. までの規定にしたがいます。

7. 委託会社は、委託会社が受益者を代理して受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして前 2. の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、前 2. の書面の交付を原則として行いません。

③ 反対者の買取請求権

前①の 1. から 6. までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前②の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前①の 3. または前②の 3. の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

④ 運用報告書

委託会社は、毎年 5 月の計算期間終了日の翌日から 11 月の計算期間終了日までの期間および毎年 11 月の計算期間終了日の翌日から翌年 5 月の計算期間終了日までの期間を対象として、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

⑤ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の 1 か月（または 3 か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に 1 年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

2 受益者の権利等

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益証券取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

① 収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分にに応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 か月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日目）から、収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を販売会社に支払います。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込みに応じるものとし、この場合、販売会社は、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとし、

償還金は、信託終了日後 1 か月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して 5 営業日目）から、受益証券と引換えに受益者に支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

収益分配金および償還金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益

証券の価額等に応じて計算されるものとします。

受託会社は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については受益者への支払開始日の前日までに、その全額を委託会社に交付します。受託会社は、委託会社に収益分配金および償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

② 換金請求権

受益者は、保有する受益証券について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「第2 手続等」の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

③ 記名式受益証券の場合の権利行使

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめ、その印鑑を届出するものとし、収益分配金の場合には収益分配金交付票に、償還金および一部解約金の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。委託会社は、押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に、毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者にお支払いします。なお、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、分配金は税金を差引いた後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に支払います。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

第4 ファンドの経理状況

(1) 当ファンドの財務諸表は、前特定期間(平成17年5月17日から平成17年11月15日まで)については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しており、当特定期間(平成17年11月16日から平成18年5月15日まで)については、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月ごとに作成しております。

(3) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前特定期間(平成17年5月17日から平成17年11月15日まで)及び当特定期間(平成17年11月16日から平成18年5月15日まで)の財務諸表について、中央青山監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成17年12月6日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

中央青山監



指定社員
業務執行社員 公認会計士

田中俊之

指定社員
業務執行社員 公認会計士

伊藤志保

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン（毎月分配型）の平成17年5月17日から平成17年11月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン（毎月分配型）の平成17年11月15日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成18年6月20日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

中央青山監



指定社員
業務執行社員 公認会計士

田中俊之

指定社員
業務執行社員 公認会計士

伊藤志保

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン（毎月分配型）の平成17年11月16日から平成18年5月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン（毎月分配型）の平成18年5月15日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 財務諸表

ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン（毎月分配型）

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	前 期 平成 17 年 11 月 15 日現在	当 期 平成 18 年 5 月 15 日現在
		金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		55,988,303	199,219,523
親投資信託受益証券		170,499,755,962	247,474,904,117
流動資産合計		170,555,744,265	247,674,123,640
資産合計		170,555,744,265	247,674,123,640
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		908,912,819	1,525,626,299
未払解約金		55,948,660	199,177,843
未払受託者報酬		6,721,124	9,978,268
未払委託者報酬		161,307,056	239,478,448
その他未払費用		2,132,864	2,621,419
流動負債合計		1,135,022,523	1,976,882,277
負債合計		1,135,022,523	1,976,882,277
純資産の部			
元本等			
元本	※1	165,256,876,353	254,271,049,987
剰余金			
期末剰余金		4,163,845,389	—
期末欠損金		—	8,573,808,624
（うち分配準備積立金）		(4,432,038,831)	(5,481,499,390)
剰余金合計	※2	4,163,845,389	△8,573,808,624
元本等合計		—	245,697,241,363
純資産合計		169,420,721,742	245,697,241,363
負債・純資産合計		170,555,744,265	247,674,123,640

(2) 損益及び剰余金計算書

区 分	注記 番号	前 期 自 平成 17 年 5 月 17 日 至 平成 17 年 11 月 15 日	当 期 自 平成 17 年 11 月 16 日 至 平成 18 年 5 月 15 日
		金 額 (円)	金 額 (円)
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
受取利息		452	842
有価証券売買等損益		8,435,217,104	△5,449,211,787
営業収益合計		8,435,217,556	△5,449,210,945
営業費用			
受託者報酬		30,470,807	55,348,086
委託者報酬		731,300,459	1,328,354,806
その他費用		2,132,864	2,621,419
営業費用合計		763,904,130	1,386,324,311
営業利益		7,671,313,426	—
営業損失金額		—	6,835,535,256
経常利益		7,671,313,426	—
経常損失金額		—	6,835,535,256
当期純利益		7,671,313,426	—
当期純損失金額		—	6,835,535,256
一部解約に伴う当期純利益分配額		55,663,840	—
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		—	19,600,491
期首欠損金		1,176,519,475	—
期首剰余金		—	4,163,845,389
欠損金減少額		1,781,362,124	—
剰余金増加額		—	2,011,483,139
(当期追加信託に伴う欠損金減少額)		(1,781,362,124)	(—)
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)		(—)	(2,011,483,139)
欠損金増加額		84,855,904	—
剰余金減少額		—	285,581,403
(当期一部解約に伴う欠損金増加額)		(84,855,904)	(—)
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)		(—)	(285,581,403)
分配金	※1	3,971,790,942	7,608,420,002
期末剰余金		4,163,845,389	—
期末欠損金		—	8,573,808,624

(3) 注記表

前特定期間については、「重要な会計方針」及び「注記事項」を記載しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	前 期 自 平成 17 年 5 月 17 日 至 平成 17 年 11 月 15 日	当 期 自 平成 17 年 11 月 16 日 至 平成 18 年 5 月 15 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成 17 年 5 月 15 日が休日のため、前特定期間の末日を平成 17 年 5 月 16 日としており、このため、当特定期間は 183 日となっております。	-----

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期 平成 17 年 11 月 15 日現在	当 期 平成 18 年 5 月 15 日現在
1. ※1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中解約元本額	77,447,484,648 円 95,663,260,801 円 7,853,869,096 円	165,256,876,353 円 101,145,159,294 円 12,130,985,660 円
2. ※2 元本の欠損	-----	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 8,573,808,624 円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前 期 自 平成 17 年 5 月 17 日 至 平成 17 年 11 月 15 日	当 期 自 平成 17 年 11 月 16 日 至 平成 18 年 5 月 15 日
※1 分配金の計算過程	(自平成 17 年 5 月 17 日 至平成 17 年 6 月 15 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額 (442,905,094 円)、解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (800,843,680 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (4,882,910,902 円) 及び分配準備積立金 (2,152,707,720 円) より分配対象額は 8,279,367,396 円(1 万口当たり 963.13 円)であり、うち 429,814,146 円 (1 万口当たり 50 円) を分配金額としております。 (自平成 17 年 6 月 16 日 至平成 17 年 7 月 15 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額 (454,282,399 円)、解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (238,408,312 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (5,595,951,949 円) 及び分配準備積立金 (2,854,495,949 円) より分配対象額は 9,143,138,609 円(1 万口当たり 991.23 円)であり、うち 507,322,476 円 (1 万口当たり 55 円) を分配金額としております。	(自平成 17 年 11 月 16 日 至平成 17 年 12 月 15 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (859,056,136 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (3,860,725,077 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (14,660,313,254 円) 及び分配準備積立金 (4,353,391,284 円) より分配対象額は 23,733,485,751 円(1 万口当たり 1,329.51 円)であり、うち 981,820,639 円 (1 万口当たり 55 円) を分配金額としております。 (自平成 17 年 12 月 16 日 至平成 18 年 1 月 16 日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (791,117,790 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (16,634,139,451 円) 及び分配準備積立金 (8,017,820,631 円) より分配対象額は 25,443,077,872 円(1 万口当たり 1,317.64 円)であり、うち 1,062,028,452 円 (1 万口当たり 55 円) を分配金額としております。

(自平成 17 年 7 月 16 日 至平成 17 年 8 月 15 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額 (502, 274, 831 円)、解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (212, 706, 617 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (7, 142, 617, 968 円) 及び分配準備積立金 (3, 005, 870, 262 円) より分配対象額は 10, 863, 469, 678 円 (1 万口当たり 1, 006. 91 円) であり、うち 593, 389, 965 円 (1 万口当たり 55 円) を分配金額としております。

(自平成 17 年 8 月 16 日 至平成 17 年 9 月 15 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額 (604, 902, 475 円)、解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (1, 188, 002, 455 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (9, 278, 433, 407 円) 及び分配準備積立金 (3, 111, 888, 953 円) より分配対象額は 14, 183, 227, 290 円 (1 万口当たり 1, 094. 81 円) であり、うち 712, 522, 094 円 (1 万口当たり 55 円) を分配金額としております。

(自平成 17 年 9 月 16 日 至平成 17 年 10 月 17 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額 (609, 912, 489 円)、解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (11, 387, 208, 246 円) 及び分配準備積立金 (4, 166, 260, 059 円) より分配対象額は 16, 163, 380, 794 円 (1 万口当たり 1, 084. 35 円) であり、うち 819, 829, 442 円 (1 万口当たり 55 円) を分配金額としております。

(自平成 18 年 1 月 17 日 至平成 18 年 2 月 15 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (919, 810, 547 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (18, 182, 959, 921 円) 及び分配準備積立金 (7, 664, 847, 578 円) より分配対象額は 26, 767, 618, 046 円 (1 万口当たり 1, 309. 30 円) であり、うち 1, 226, 651, 047 円 (1 万口当たり 60 円) を分配金額としております。

(自平成 18 年 2 月 16 日 至平成 18 年 3 月 15 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (745, 736, 213 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (20, 701, 713, 065 円) 及び分配準備積立金 (7, 316, 295, 477 円) より分配対象額は 28, 763, 744, 755 円 (1 万口当たり 1, 284. 70 円) であり、うち 1, 343, 364, 273 円 (1 万口当たり 60 円) を分配金額としております。

(自平成 18 年 3 月 16 日 至平成 18 年 4 月 17 日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (978, 818, 200 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、投資信託約款に規定される収益調整金 (23, 401, 529, 955 円) 及び分配準備積立金 (6, 642, 478, 391 円) より分配対象額は 31, 022, 826, 546 円 (1 万口当たり 1, 267. 16 円) であり、うち 1, 468, 929, 292 円 (1 万口当たり 60 円) を分配金額としております。

	(自平成17年10月18日 至平成17年11月15日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額(729,752,727円)、解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(688,285,712円)、投資信託約款に規定される収益調整金(13,131,064,705円)及び分配準備積立金(3,922,913,211円)より分配対象額は18,472,016,355円(1万口当たり1,117.78円)であり、うち908,912,819円(1万口当たり55円)を分配金額としております。	(自平成18年4月18日 至平成18年5月15日) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(889,129,022円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(24,601,486,087円)及び分配準備積立金(6,117,996,667円)より分配対象額は31,608,611,776円(1万口当たり1,243.11円)であり、うち1,525,626,299円(1万口当たり60円)を分配金額としております。
--	---	---

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	前 期 平成17年11月15日現在		当 期 平成18年5月15日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当特定期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当特定期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	170,499,755,962	2,184,365,894	247,474,904,117	△6,432,729,730
合 計	170,499,755,962	2,184,365,894	247,474,904,117	△6,432,729,730

(1口当たり情報)

	前 期 平成17年11月15日現在	当 期 平成18年5月15日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0252円 (10,252円)	0.9663円 (9,663円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託 受益証券	ハイグレード・オセアニア・ ボンド・マザーファンド	206,797,780,661	247,474,904,117	
合計		206,797,780,661	247,474,904,117	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「ハイグレード・オセアニア・ボンド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

「ハイグレード・オセアニア・ボンド・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

区 分	注記 番号	平成 17 年 11 月 15 日現在	平成 18 年 5 月 15 日現在
		金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		3,778,645,959	5,831,736,912
金銭信託		—	457,745
コール・ローン		6,323,567,093	4,446,795,533
国債証券		30,888,323,102	27,222,393,865
特殊債券		136,720,658,585	216,949,592,286
派生商品評価勘定		—	5,475,000
未収利息		2,213,124,580	3,175,324,440
前払費用		552,793,855	525,095,144
流動資産合計		180,477,113,174	258,156,870,925
資産合計		180,477,113,174	258,156,870,925
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		1,520,000	—
未払金		2,694,891,148	3,693,171,440
流動負債合計		2,696,411,148	3,693,171,440
負債合計		2,696,411,148	3,693,171,440
純資産の部			
元本等			
元本	※1	145,892,666,458	212,640,806,203
剰余金			
期末剰余金		31,888,035,568	41,822,893,282
剰余金合計		31,888,035,568	41,822,893,282
元本等合計		—	254,463,699,485
純資産合計		177,780,702,026	254,463,699,485
負債・純資産合計		180,477,113,174	258,156,870,925

注記表

平成 17 年 5 月 17 日から平成 17 年 11 月 15 日までについては「重要な会計方針」及び「注記事項」を記載しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成 17 年 5 月 17 日 至 平成 17 年 11 月 15 日	自 平成 17 年 11 月 16 日 至 平成 18 年 5 月 15 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券及び特殊債券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、証券会社、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。	国債証券及び特殊債券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	平成 17 年 11 月 15 日現在	平成 18 年 5 月 15 日現在
1. ※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	73,137,763,167 円	145,892,666,458 円
同期中における追加設定元本額	76,968,114,728 円	73,863,819,515 円
同期中における解約元本額	4,213,211,437 円	7,115,679,770 円
同期末における元本の内訳		
ファンド名		
ハイグレード・オセアニア・		
ボンド・オープン(毎月分配型)	139,914,455,902円	206,797,780,661円
ハイグレード・オセアニア・		
ボンド・オープン(3ヶ月決算型)	5,978,210,556円	5,843,025,542円
計	145,892,666,458円	212,640,806,203円
2. 本報告書における開示対象ファンドの 特定期間末日における当該親投資信託 の受益権の総数	—————	212,640,806,203 口

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	平成 17 年 11 月 15 日現在		平成 18 年 5 月 15 日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に含 まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に含 まれた評価差額 (円)
国債証券	30,888,323,102	△ 281,581,819	27,222,393,865	△ 655,216,744
特殊債券	136,720,658,585	△ 1,213,516,797	216,949,592,286	△ 4,138,693,490
合 計	167,608,981,687	△ 1,495,098,616	244,171,986,151	△ 4,793,910,234

(注) 「当期間」とは当該親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日まで
の期間(平成 17 年 5 月 17 日から平成 17 年 11 月 15 日まで、及び平成 17 年 11 月 16 日から平成
18 年 5 月 15 日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

区 分	自 平成 17 年 5 月 17 日 至 平成 17 年 11 月 15 日	自 平成 17 年 11 月 16 日 至 平成 18 年 5 月 15 日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	同左
2. 取引に対する取組方針と取引の利用目的	オーストラリア・ドル建及びニュージーランド・ドル建有価証券等の買付代金の支払い及び保有するオーストラリア・ドル建及びニュージーランド・ドル建有価証券等の売却代金、償還金、利金等の受取りのため、外国為替予約を行っております。	同左
3. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。	同左
4. 取引に係るリスク管理体制	組織的な管理体制により、日々ポジション、並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。なお、リスク管理はデリバティブだけに限定しては行っておりません。デリバティブと現物資産等を総合し、各信託財産全体でのリスク管理をリスクの種類毎に行っております。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

Ⅱ 取引の時価等に関する事項

通貨関連

種 類	平成 17 年 11 月 15 日現在				平成 18 年 5 月 15 日現在			
	契約額等 (円)	うち 1 年超	時 価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1 年超	時 価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
買 建	2,024,270,000	—	2,022,750,000	△1,520,000	1,265,025,000	—	1,270,500,000	5,475,000
豪ドル	—	—	—	—	1,265,025,000	—	1,270,500,000	5,475,000
ニュージーランドドル	2,024,270,000	—	2,022,750,000	△1,520,000	—	—	—	—
合 計	2,024,270,000	—	2,022,750,000	△1,520,000	1,265,025,000	—	1,270,500,000	5,475,000

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 同特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 同特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 同特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 同特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、同特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1 口当たり情報)

	平成 17 年 11 月 15 日現在	平成 18 年 5 月 15 日現在
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の 1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	1. 2186 円 (12, 186 円)	1. 1967 円 (11, 967 円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券 面 総 額	評 価 額	備 考
国債証券	豪ドル	5.75% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20140915	豪ドル 20,000,000.000	豪ドル 19,508,000.000	
		5.75% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20140915	10,000,000.000	9,754,000.000	
		5.75% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20140915	10,000,000.000	9,754,000.000	
		5.75% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20140915	10,000,000.000	9,754,000.000	
		5.75% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20140915	10,000,000.000	9,754,000.000	
		5.75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20150303	20,000,000.000	19,554,800.000	
		6% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20170215	30,000,000.000	30,423,600.000	
		6% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20170215	30,000,000.000	30,423,600.000	
		6% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20170215	45,000,000.000	45,635,400.000	
		6% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20170215	50,000,000.000	50,706,000.000	
		6% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20170215	60,000,000.000	60,847,200.000	
	豪ドル	小計	豪ドル 295,000,000.000 (25,016,000,000)	豪ドル 296,114,600.000 (25,110,518,080)	
	ニュージーランドドル	6.5% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20130415	ニュージーランドドル 15,000,000.000	ニュージーランドドル 15,547,800.000	
		6% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20171215	15,000,000.000	15,192,750.000	
	ニュージーランドドル	小計	ニュージーランドドル 30,000,000.000 (2,061,000,000)	ニュージーランドドル 30,740,550.000 (2,111,875,785)	
国債証券	合計		27,077,000,000 [27,077,000,000]	27,222,393,865 [27,222,393,865]	
特殊債券	豪ドル	4.97% EXPORT DEVELOPMENT CANADA 20080826	豪ドル 3,700,000.000	豪ドル 3,621,449.000	
		12% EXPORT DEVELOPMENT CANADA 20120314	20,000,000.000	25,487,600.000	
		4.8% EXPORT DEVELOPMENT CANADA 20070411	1,000,000.000	990,710.000	
		4.8% EXPORT DEVELOPMENT CANADA 20070411	10,000,000.000	9,907,100.000	
		13.5% LANDWIRTSCHAFT RENTENBANK 20071210	50,000,000.000	55,458,500.000	
		0.5% KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU 20131030	10,000,000.000	6,525,200.000	
		0.5% KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU 20131030	6,000,000.000	3,915,120.000	
		0.5% KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU 20131030	3,000,000.000	1,957,560.000	
		0.5% KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU 20131030	3,000,000.000	1,957,560.000	
		0.5% KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU 20131030	2,000,000.000	1,305,040.000	
		0.5% KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU 20131030	7,000,000.000	4,567,640.000	
		0.5% KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU 20131030	5,000,000.000	3,262,600.000	

5. 5% KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU 20071015	20, 000, 000. 000	19, 869, 400. 000	
5. 5% KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU 20071015	20, 000, 000. 000	19, 869, 400. 000	
5. 75% KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU 20150513	10, 000, 000. 000	9, 706, 700. 000	
5. 75% KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU 20150513	5, 000, 000. 000	4, 853, 350. 000	
5. 75% KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU 20150513	15, 000, 000. 000	14, 560, 050. 000	
5. 5% KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU 20130808	20, 000, 000. 000	19, 223, 000. 000	
5. 5% KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU 20160725	15, 000, 000. 000	14, 246, 550. 000	
5. 5% KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU 20160725	10, 000, 000. 000	9, 497, 700. 000	
12% L-BANK BW FOERDERBANK 20090414	15, 000, 000. 000	17, 301, 300. 000	
5. 21% CAISSE D' AMORT DETTE SOC 20061127	4, 225, 000. 000	4, 208, 522. 500	
5. 26% CAISSE D' AMORT DETTE SOC 20070427	1, 020, 000. 000	1, 012, 890. 600	
5. 09% CAISSE D' AMORT DETTE SOC 20071121	6, 595, 000. 000	6, 502, 735. 950	
5. 09% CAISSE D' AMORT DETTE SOC 20071121	5, 000, 000. 000	4, 930, 050. 000	
13% NEDER FINANCIERINGS-MAAT 20080903	30, 000, 000. 000	34, 273, 800. 000	
13. 5% NEDER FINANCIERINGS-MAAT 20081029	30, 000, 000. 000	34, 952, 400. 000	
13% MUNICIPALITY FINANCE PLC 20090706	40, 000, 000. 000	47, 552, 000. 000	
13. 5% INSTITUT CREDITO OFICIAL 20080924	40, 000, 000. 000	46, 406, 800. 000	
5. 5% INSTITUT CREDITO OFICIAL 20121011	15, 000, 000. 000	14, 478, 450. 000	
5. 5% INSTITUT CREDITO OFICIAL 20121011	10, 000, 000. 000	9, 652, 300. 000	
5. 5% INSTITUT CREDITO OFICIAL 20121011	10, 000, 000. 000	9, 652, 300. 000	
5. 5% INSTITUT CREDITO OFICIAL 20121011	10, 000, 000. 000	9, 652, 300. 000	
5. 5% INSTITUT CREDITO OFICIAL 20121011	10, 000, 000. 000	9, 652, 300. 000	
5. 5% INSTITUT CREDITO OFICIAL 20121011	20, 000, 000. 000	19, 304, 600. 000	
5. 5% INSTITUT CREDITO OFICIAL 20080630	10, 000, 000. 000	9, 895, 500. 000	
5. 5% INSTITUT CREDITO OFICIAL 20110308	13, 700, 000. 000	13, 364, 624. 000	
5. 5% INSTITUT CREDITO OFICIAL 20110308	20, 000, 000. 000	19, 510, 400. 000	
8% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20080301	30, 000, 000. 000	31, 042, 800. 000	
8% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20080301	30, 000, 000. 000	31, 042, 800. 000	
8% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20080301	20, 000, 000. 000	20, 695, 200. 000	
8% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20080301	15, 000, 000. 000	15, 521, 400. 000	
8% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20080301	20, 000, 000. 000	20, 695, 200. 000	
8% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20080301	20, 000, 000. 000	20, 695, 200. 000	
8% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20080301	25, 000, 000. 000	25, 869, 000. 000	
8% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20080301	25, 000, 000. 000	25, 869, 000. 000	
7% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20101201	40, 000, 000. 000	41, 597, 600. 000	
6% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20120501	4, 000, 000. 000	3, 989, 040. 000	
6% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20120501	5, 000, 000. 000	4, 986, 300. 000	
6% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20120501	10, 000, 000. 000	9, 972, 600. 000	
6% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20120501	35, 000, 000. 000	34, 904, 100. 000	
6% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20120501	20, 000, 000. 000	19, 945, 200. 000	
6% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20120501	20, 000, 000. 000	19, 945, 200. 000	
6% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20120501	20, 000, 000. 000	19, 945, 200. 000	
6% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20120501	30, 000, 000. 000	29, 917, 800. 000	
6% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20120501	15, 000, 000. 000	14, 958, 900. 000	
5. 5% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20140801	25, 000, 000. 000	24, 191, 750. 000	

5. 5% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20140801	15,000,000.000	14,515,050.000	
5. 5% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20140801	25,000,000.000	24,191,750.000	
5. 5% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20140801	30,000,000.000	29,030,100.000	
5. 5% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20140801	38,000,000.000	36,771,460.000	
5. 5% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20140801	40,000,000.000	38,706,800.000	
5. 5% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20140801	10,000,000.000	9,676,700.000	
5. 5% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20140801	20,000,000.000	19,353,400.000	
5. 5% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20140801	28,000,000.000	27,094,760.000	
5. 5% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20140801	20,000,000.000	19,353,400.000	
5. 5% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20140801	15,000,000.000	14,515,050.000	
5. 55% QUEENSLAND TREASURY CORP. 20070424	1,100,000.000	1,096,810.000	
6% QUEENSLAND TREASURY CORP. 20130814	20,000,000.000	20,084,600.000	
6% QUEENSLAND TREASURY CORP. 20130814	20,000,000.000	20,084,600.000	
6% QUEENSLAND TREASURY CORP. 20151014	10,000,000.000	10,047,600.000	
6% QUEENSLAND TREASURY CORP. 20151014	10,000,000.000	10,047,600.000	
6% QUEENSLAND TREASURY CORP. 20151014	25,000,000.000	25,119,000.000	
6% QUEENSLAND TREASURY CORP. 20151014	15,000,000.000	15,071,400.000	
6% QUEENSLAND TREASURY CORP. 20151014	20,000,000.000	20,095,200.000	
6% QUEENSLAND TREASURY CORP. 20151014	30,000,000.000	30,142,800.000	
6% QUEENSLAND TREASURY CORP. 20151014	30,000,000.000	30,142,800.000	
6% QUEENSLAND TREASURY CORP. 20151014	28,000,000.000	28,133,280.000	
6% QUEENSLAND TREASURY CORP. 20151014	30,000,000.000	30,142,800.000	
6% QUEENSLAND TREASURY CORP. 20151014	20,000,000.000	20,095,200.000	
12% QUEENSLAND TREASURY CORP. 20130607	25,000,000.000	33,581,000.000	
5. 02% QUEENSLAND TREASURY CORP. 20061026	10,000,000.000	9,969,800.000	
5. 1% EXPORT FIN & INS CORP 20061113	5,000,000.000	4,979,450.000	
5. 6% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20070521	1,300,000.000	1,295,814.000	
5. 6% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20070521	1,500,000.000	1,495,170.000	
5. 6% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20070521	2,000,000.000	1,993,560.000	
5. 6% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20070521	6,000,000.000	5,980,680.000	
5. 6% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20070521	6,000,000.000	5,980,680.000	
5. 2% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20070220	1,700,000.000	1,691,143.000	
5. 2% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20070220	3,100,000.000	3,083,849.000	
5. 2% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20070220	6,000,000.000	5,968,740.000	
5. 2% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20070220	5,000,000.000	4,973,950.000	
4. 9% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20081001	2,000,000.000	1,948,260.000	
4. 9% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20081001	4,000,000.000	3,896,520.000	
4. 9% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20081001	4,000,000.000	3,896,520.000	
4. 9% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20081001	3,000,000.000	2,922,390.000	
4. 9% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20081001	5,000,000.000	4,870,650.000	
4. 9% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20081001	9,000,000.000	8,767,170.000	
5. 13% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20061218	10,000,000.000	9,957,100.000	
5. 13% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20061218	6,000,000.000	5,974,260.000	
5. 13% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20061218	7,000,000.000	6,969,970.000	
5. 13% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20061218	2,000,000.000	1,991,420.000	

4.31% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20070522	1,000,000.000	983,770.000	
5.19% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20060613	5,632,000.000	5,628,789.760	
0.5% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20130128	6,000,000.000	4,109,040.000	
4.12% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20070327	4,560,000.000	4,523,337.600	
4.6% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20060517	4,000,000.000	3,999,800.000	
4.6% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20060517	21,000,000.000	20,998,950.000	
4.6% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20060517	7,000,000.000	6,999,650.000	
5.15% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20061220	2,000,000.000	1,990,960.000	
5.15% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20061220	3,105,000.000	3,090,965.400	
4.62% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20060817	2,000,000.000	1,993,360.000	
4.62% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20060817	4,000,000.000	3,986,720.000	
4.62% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20060817	6,000,000.000	5,980,080.000	
4.15% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20070612	5,770,000.000	5,661,350.900	
5.08% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20070723	1,680,000.000	1,662,528.000	
4.67% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20071115	6,000,000.000	5,885,760.000	
4.67% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20071115	5,000,000.000	4,904,800.000	
4.67% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20071115	6,000,000.000	5,885,760.000	
4.67% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20071115	2,000,000.000	1,961,920.000	
4.67% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20071115	28,000,000.000	27,466,880.000	
4.98% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20060601	1,700,000.000	1,699,337.000	
4.03% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20080626	2,000,000.000	1,921,280.000	
4.03% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20080626	1,350,000.000	1,296,864.000	
4.03% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20080626	2,420,000.000	2,324,748.800	
4.78% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20080925	1,830,000.000	1,763,223.300	
4.78% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20080925	1,970,000.000	1,898,114.700	
4.25% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20080728	1,372,000.000	1,320,577.440	
4.25% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20070118	10,000,000.000	9,890,700.000	
4.25% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20070118	8,000,000.000	7,912,560.000	
4.25% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20070118	5,000,000.000	4,945,350.000	
4.25% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20070118	9,000,000.000	8,901,630.000	
4.25% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20070118	8,000,000.000	7,912,560.000	
4.25% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20070118	6,000,000.000	5,934,420.000	
4.25% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20070118	10,000,000.000	9,890,700.000	
4.25% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20070118	25,000,000.000	24,726,750.000	
4.35% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20080527	3,000,000.000	2,903,280.000	
4.55% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20080501	4,670,000.000	4,541,761.800	
4.96% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20070813	1,931,000.000	1,905,723.210	
4.18% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20060515	4,280,000.000	4,280,000.000	
5% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20070226	8,700,000.000	8,636,925.000	
5% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20070226	5,000,000.000	4,963,750.000	
4.05% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20070710	1,255,000.000	1,228,218.300	
4.45% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20070705	10,000,000.000	9,843,500.000	
4.64% INTL. FIN. CORP. 20080818	3,000,000.000	2,894,190.000	
4.64% INTL. FIN. CORP. 20080818	2,000,000.000	1,929,460.000	
4.64% INTL. FIN. CORP. 20080818	5,000,000.000	4,823,650.000	

5.75% EUROPEAN INVESTMENT BANK 20090915	25,000,000.000	24,781,250.000	
5.75% EUROPEAN INVESTMENT BANK 20090915	25,000,000.000	24,781,250.000	
6% EUROPEAN INVESTMENT BANK 20130814	10,000,000.000	9,927,900.000	
6% EUROPEAN INVESTMENT BANK 20130814	15,000,000.000	14,891,850.000	
6% EUROPEAN INVESTMENT BANK 20130814	10,000,000.000	9,927,900.000	
6% EUROPEAN INVESTMENT BANK 20130814	20,000,000.000	19,855,800.000	
6.5% EUROFIMA 20110822	13,000,000.000	13,204,620.000	
6.5% EUROFIMA 20110822	5,000,000.000	5,078,700.000	
6.5% EUROFIMA 20110822	15,000,000.000	15,236,100.000	
6.5% EUROFIMA 20110822	10,000,000.000	10,157,400.000	
6.25% EUROFIMA 20181228	20,000,000.000	20,218,000.000	
6.25% EUROFIMA 20181228	10,000,000.000	10,109,000.000	
6.25% EUROFIMA 20181228	15,000,000.000	15,163,500.000	
6.25% EUROFIMA 20181228	10,000,000.000	10,109,000.000	
6.25% EUROFIMA 20181228	15,000,000.000	15,163,500.000	
6% EUROFIMA 20140128	10,000,000.000	9,897,600.000	
6% EUROFIMA 20140128	5,000,000.000	4,948,800.000	
6% EUROFIMA 20140128	7,000,000.000	6,928,320.000	
6% EUROFIMA 20140128	10,000,000.000	9,897,600.000	
6% EUROFIMA 20140128	15,000,000.000	14,846,400.000	
5.5% EUROFIMA 20090915	20,000,000.000	19,658,600.000	
5.5% EUROFIMA 20090915	20,000,000.000	19,658,600.000	
5.5% EUROFIMA 20200630	10,000,000.000	9,374,900.000	
5.625% EUROFIMA 20161024	20,000,000.000	19,080,600.000	
5.74% NORDIC INVESTMENT BK. 20060619	1,500,000.000	1,499,385.000	
4.53% NORDIC INVESTMENT BK. 20090115	3,000,000.000	2,883,210.000	
5.625% COUNCIL OF EUROPE 20151214	20,000,000.000	19,300,000.000	
0.5% EUROPEAN BK RECONSTRUCTION & DEVELOPMENT 20150130	6,000,000.000	3,686,580.000	
5.03% EUROPEAN BK RECONSTRUCTION & DEVELOPMENT 20070220	1,000,000.000	992,820.000	
5.03% EUROPEAN BK RECONSTRUCTION & DEVELOPMENT 20070220	10,000,000.000	9,928,200.000	
5.03% EUROPEAN BK RECONSTRUCTION & DEVELOPMENT 20070220	10,000,000.000	9,928,200.000	
5.03% EUROPEAN BK RECONSTRUCTION & DEVELOPMENT 20070220	5,000,000.000	4,964,100.000	
5.03% EUROPEAN BK RECONSTRUCTION & DEVELOPMENT 20070220	6,000,000.000	5,956,920.000	
5.03% EUROPEAN BK RECONSTRUCTION & DEVELOPMENT 20070220	5,000,000.000	4,964,100.000	
5.03% EUROPEAN BK RECONSTRUCTION & DEVELOPMENT 20070220	15,000,000.000	14,892,300.000	
5.53% ASIAN DEVELOPMENT BANK 20070615	1,000,000.000	993,900.000	
5.53% ASIAN DEVELOPMENT BANK 20070615	4,000,000.000	3,975,600.000	
5.53% ASIAN DEVELOPMENT BANK 20070615	3,000,000.000	2,981,700.000	
6.25% ASIAN DEVELOPMENT BANK 20110615	7,000,000.000	7,059,710.000	
4.42% ASIAN DEVELOPMENT BANK 20090327	1,000,000.000	955,120.000	
4.42% ASIAN DEVELOPMENT BANK 20090327	1,500,000.000	1,432,680.000	

	4. 42% ASIAN DEVELOPMENT BANK 20090327	5,000,000.000	4,775,600.000	
	4. 42% ASIAN DEVELOPMENT BANK 20090327	3,350,000.000	3,199,652.000	
	4. 42% ASIAN DEVELOPMENT BANK 20090327	8,000,000.000	7,640,960.000	
	4. 42% ASIAN DEVELOPMENT BANK 20090327	6,000,000.000	5,730,720.000	
	4. 42% ASIAN DEVELOPMENT BANK 20090327	6,000,000.000	5,730,720.000	
	1% ASIAN DEVELOPMENT BANK 20130508	20,000,000.000	13,965,200.000	
	4. 77% ASIAN DEVELOPMENT BANK 20061030	1,000,000.000	994,520.000	
	5. 12% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20070904	3,000,000.000	2,958,030.000	
	5. 12% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20070904	2,600,000.000	2,563,626.000	
	5. 12% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20070904	1,900,000.000	1,873,419.000	
	4. 25% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20061005	5,000,000.000	4,969,500.000	
	4. 25% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20061005	3,000,000.000	2,981,700.000	
	4. 25% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20061005	5,000,000.000	4,969,500.000	
	4. 25% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20061005	22,000,000.000	21,865,800.000	
	4. 25% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20061005	9,000,000.000	8,945,100.000	
	4. 25% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20061005	20,000,000.000	19,878,000.000	
	4. 82% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20070413	6,000,000.000	5,935,080.000	
	4. 82% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20070413	7,000,000.000	6,924,260.000	
	4. 82% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20070413	3,000,000.000	2,967,540.000	
	1% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20130318	15,000,000.000	10,603,200.000	
	4. 77% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20071121	1,000,000.000	980,670.000	
	4. 4% AFRICAN DEVELOPMENT BK. 20080227	2,500,000.000	2,430,275.000	
	4. 4% AFRICAN DEVELOPMENT BK. 20080227	1,000,000.000	972,110.000	
	4. 4% AFRICAN DEVELOPMENT BK. 20080227	2,000,000.000	1,944,220.000	
	4. 4% AFRICAN DEVELOPMENT BK. 20080227	4,000,000.000	3,888,440.000	
	4. 4% AFRICAN DEVELOPMENT BK. 20080227	1,000,000.000	972,110.000	
	4. 4% AFRICAN DEVELOPMENT BK. 20080227	3,000,000.000	2,916,330.000	
	4. 4% AFRICAN DEVELOPMENT BK. 20080227	1,000,000.000	972,110.000	
	4. 4% AFRICAN DEVELOPMENT BK. 20080227	4,000,000.000	3,888,440.000	
	4. 4% AFRICAN DEVELOPMENT BK. 20080227	5,000,000.000	4,860,550.000	
豪ドル	小計	豪ドル 2,434,515,000.000 (206,446,872,000)	豪ドル 2,435,162,840.260 (206,501,808,854)	
ニュージーランドドル		ニュージーランドドル	ニュージーランドドル	
	5. 16% EXPORT DEVELOPMENT CANADA 20060524	3,000,000.000	2,998,500.000	
	6. 5% KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU 20111115	7,000,000.000	6,950,930.000	
	13% L-BANK BW FOERDERBANK 20100628	25,000,000.000	30,492,500.000	
	13. 5% CAISSE D'AMORT DETTE SOC 20061115	30,000,000.000	30,802,800.000	

	5.25% CAISSE D' AMORT DETTE SOC 20070329	3,105,000.000	3,050,631.450	
	6.375% INSTITUT CREDITO OFICIAL 20150720	20,000,000.000	19,504,400.000	
	4.95% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20060825	3,000,000.000	2,979,180.000	
	4.95% NEW SOUTH WALES TREASURY CORP. 20060825	3,000,000.000	2,979,180.000	
	5.12% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20060612	5,000,000.000	4,989,550.000	
	5.35% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20061208	7,000,000.000	6,921,950.000	
	5.35% INTL. BK. RECON&DEVELOPMENT 20061208	6,000,000.000	5,933,100.000	
	6% EUROPEAN INVESTMENT BANK 20090715	7,000,000.000	6,842,500.000	
	6% EUROPEAN INVESTMENT BANK 20090715	10,000,000.000	9,775,000.000	
	5.28% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20060907	3,000,000.000	2,978,940.000	
	5.28% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20060907	5,000,000.000	4,964,900.000	
	5.42% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20061019	10,000,000.000	9,914,300.000	
	ニュージーランドドル 小計	ニュージーランドドル 147,105,000.000 (10,106,113,500)	ニュージーランドドル 152,078,361.450 (10,447,783,432)	
特殊債券	合計	216,552,985,500 [216,552,985,500]	216,949,592,286 [216,949,592,286]	
合計		243,629,985,500 [243,629,985,500]	244,171,986,151 [244,171,986,151]	

- (注) 1. 各種通貨ごとの小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における [] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
豪ドル	国債証券 3 銘柄 特殊債券 81 銘柄	—%	100.0%	94.9%
ニュージーランド ドル	国債証券 2 銘柄 特殊債券 12 銘柄	—%	100.0%	5.1%

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

平成18年6月30日

I 資産総額	264,543,269,475 円
II 負債総額	283,179,655 円
III 純資産総額 (I - II)	264,260,089,820 円
IV 発行済数量	273,004,302,870 口
V 1 単位当たり純資産額 (III / IV)	0.9680 円

(参考) ハイグレード・オセアニア・ボンド・マザーファンド 純資産額計算書

平成18年6月30日

I 資産総額	274,506,438,712 円
II 負債総額	3,254,545,300 円
III 純資産総額 (I - II)	271,251,893,412 円
IV 発行済数量	224,516,829,458 口
V 1 単位当たり純資産額 (III / IV)	1.2082 円

第5 設定及び解約の実績

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1 特定期間	4,420,696,218	162,120,030
第2 特定期間	11,522,829,208	2,902,384,968
第3 特定期間	30,878,255,489	2,545,105,446
第4 特定期間	38,252,005,935	5,726,471,758
第5 特定期間	95,663,260,801	7,853,869,096
第6 特定期間	101,145,159,294	12,130,985,660

(注) 当初申込期間中の設定数量は 3,709,780,000 口です。